

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和2年11月12日（令和2年（行個）諮問第182号）

答申日：令和3年10月14日（令和3年度（行個）答申第84号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする，開示請求者（審査請求人を指す。以下同じ。）に係る人権侵犯事件の記録一式（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年8月13日付け法務省権調第83号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，非開示部分の全ての開示を求める（ただし，法務省と法務局職員間での連絡に用いている他社に公開していないメールアドレス，電話番号，FAX番号を除く。）。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。なお，添付資料，条文内容等は省略する。

##### （1）審査請求書

別紙1のとおり。

##### （2）意見書

別紙2のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は，「法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする，開示請求者に係る人権侵犯事件の記録一式」（本件文書。以下，第3において「人権侵犯事件記録」という。）である。

処分庁は、下記4の理由により、令和2年8月13日、保有個人情報の一部開示決定（原処分）をし、同日付け法務省権調第83号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

## 2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、救済手続に関する書類等である。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

## 3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った令和2年8月13日付け一部開示決定処分（原処分）を取り消し、法務省と法務局職員間で連絡に用いている他社に公開していないメールアドレス、電話番号、FAX番号を除く不開示部分を開示する決定を求めている。

## 4 一部開示決定を行った理由について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに

応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。

- (4) 本件開示請求に係る保有個人情報には、法務省に設置された専用端末に関するURL（公開されていないもの）が記載されているところ、これは、その一部が開示されたとしても、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、この情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (5) 本件開示請求に係る保有個人情報には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のメールアドレス、電話番号、FAX番号等が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらを見だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

#### 5 その他

本件審査請求の対象となっている人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別表のとおりである。

別表中、「不開示理由」欄の(1)から(5)までは、不開示理由が上記4の(1)から(5)までのいずれに当たるかを示している。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年12月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和3年9月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月8日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件文書である別表に掲げる文書1ないし文書21（以下、順に「文書1」ないし「文書21」という。）に記録された保有個人情報を特定した上で、別表のうちの12文書（文書1、文書3ないし文書7、文書12ないし文書16及び文書20）に記録された保有個人情報については全部開示し、その余の9文書（文書2、文書8ないし文書11、文書17ないし文書19及び文書2

1) に記録された保有個人情報については、その一部又は全部（不開示部分は別表の「不開示部分」欄のとおり。なお、不開示理由は「不開示理由」欄のとおりであり、同欄の（1）ないし（5）は、上記第3の4（1）ないし（5）の諮問庁の不開示理由の説明に順次対応する。）が法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、法務省と法務局職員間での連絡で用いている非公開のメールアドレス、電話番号及びFAX番号を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 本件不開示部分について

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書（本件文書）は、別表記載のとおり、決裁用紙（文書1等）、特別事件開始報告書（文書2）、人権相談票（文書3等）、資料（文書5等）、メール文書（文書9）、特別事件処理求指示上申書（文書10）、特別事件調査結果報告書（文書11）、聴取報告書（文書17等）及び特別事件処理報告書（文書21）の21文書により構成されており、その記載内容から、特定年月日Aを開始日とする、審査請求人に係る人権侵犯事件の処理に関する記録であると認められる。

イ 本件不開示部分は、上記アの本件文書のうち、文書2（特別事件開始報告書）、文書8（決裁用紙）、文書9（メール文書）、文書10（特別事件処理求指示上申書）、文書11（特別事件調査結果報告書）、文書17及び文書19（聴取報告書）、文書18（資料）並びに文書21（特別事件処理報告書）の一部又は全部の不開示部分のうち、メールアドレス、電話番号及びFAX番号が記載された、文書9の「差出人」、「To」、「Cc」及び「署名」の記載内容部分の一部を除く部分であると認められる。

### (2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①文書2の「参考事項」及び「調査計画」の記載内容部分の全て、②文書8の「伺い文」の記載内容部分の一部並びに「処理方針」、「担当官意見」及び「決裁官意見記載欄」の記載内容部分の全て、③文書9の「本文」の記載内容部分の一部、④文書10の「承認しようとする処理内容」及び「上記処理を相当

とする理由」の記載内容部分の全て並びに⑤文書11の「処理方針」，「調査事実の要旨」及び「参考事項」の記載内容部分の全てには，人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれている。

上記の不開示部分を不開示とした理由は，上記第3の4（1）及び（2）のとおりである。

#### イ 検討

上記アの不開示部分には，法務省人権擁護局，特定法務局及び特定地方法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が，当該事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記載されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は，様々な領域における幅広い事象を扱うものであり，また，その内容も機微にわたるものが多い上，その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有さないこと等に照らせば，人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには，法務省人権擁護局及び法務局内部において忌たんのない意見交換を行い，十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば，当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程や，そこにおいて出された意見・評価又は心証等の情報が開示されることになると，法務省人権擁護局及び法務局の職員において，今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し，その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り，十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし，自由かつつな意見交換が行われなくなり，ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず，当該不開示部分は，法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから，不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている部分について（既に検討済みの部分を除く。）

#### ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち，①文書11の「目録」の記載内容部分の一部，②文書17の「被聴取者」の記載内容部分の一部及び「聴取内容」の記載内容部分の全て，③文書18の全て並びに④文書19の「被聴取者」の記載内容部分の一部及び「聴取内容」の記載内容部分の全てには，審査請求人以外の者から聴取した事実及び被聴取者

や聴取内容等を推認させる情報が含まれている。

上記の不開示部分を不開示とした理由は、上記第3の4（2）及び（3）のとおりである。

#### イ 検討

上記アの不開示部分には、本件人権侵犯事件において、特定地方法務局特定支局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記載されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、当該不開示部分に記載された情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず、当該申立人や被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分が開示されれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招き、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（4）審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている部分について（既に検討済みの部分を除く。）

#### ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、文書10、文書11及び文書21の「相手方」の記載内容部分の一部には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。

上記の不開示部分を不開示とした理由は、上記第3の4（3）のとおりである。

#### イ 検討

当該不開示部分は、「相手方」に記載された氏名と一体として審査

請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められ、法14条2号本文前段に該当し、審査請求人が知り得る情報とまではいえず、他に同号ただし書イに該当する事情も認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該情報は、特定の個人の氏名が既に開示されていることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 法務省に設置されている専用端末に関するURLが含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、文書9に記載された標記のURLは、一般に公開されていないものであり、これを不開示とした理由は、上記第3の4(4)のとおりである。

イ 検討

文書9の下部に、URLとみられる情報が記載されていると認められる。そして、その記載内容から、当該URLについては、法務省内部のネットワークに関するものであると認められ、この情報が一般に公開されているといった特段の事情も見当たらないことからすると、諮問庁の上記アの説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別表（不開示部分及び不開示理由は下記のとおり。）

文書番号	通し頁	保有個人情報記録された文書	開示・不開示の有無	不開示部分	不開示理由
文書 1	1 及び 2	決裁用紙	○		
文書 2	3 ないし 5	特別事件開始報告書	△	「参考事項」及び「調査計画」の記載内容部分の全て	(1)
文書 3	6 ないし 11	人権相談票	○		
文書 4	1 2	同上	○		
文書 5	1 3 ないし 3 3	資料	○		
文書 6	3 4	人権相談票	○		
文書 7	3 5	同上	○		
文書 8	3 6 及び 3 7	決裁用紙	△	「伺い文」の記載内容部分の一部並びに「処理方針」, 「担当官意見」及び「決裁官意見記載欄」の記載内容部分の全て	(1)
文書 9	3 8	メール文書	△	「本文」の記載内容部分の一部	同上
				「差出人」, 「To」, 「Cc」及び「署名」の記載内容部分の一部	(5)
				URL	(4)
文書 10	3 9 ないし 4 1	特別事件処理求指示上申書	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)
				「承認しようとする処理内容」の記載内容部	(1)



				分の全て	
				「上記処理を相当とする理由」の記載内容部分の全て	(1) 及び (2)
文書 11	42ない し45	特別事件調査結果 報告書	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)
				「処理方針」及び「調査事実の要旨」の記載内容部分の全て	(1) 及び (2)
				「参考事項」の記載内容部分の全て	(1)
				「目録」の記載内容部分の一部	(2) 及び (3)
文書 12	46ない し51	人権相談票	○		
文書 13	52	同上	○		
文書 14	53ない し73	資料	○		
文書 15	74	人権相談票	○		
文書 16	75	同上	○		
文書 17	76ない し82	聴取報告書	△	「被聴取者」の記載内容部分の一部及び「聴取内容」の記載内容部分の全て	(2) 及び (3)
文書 18	83ない し87	資料	×	全て	同上
文書 19	88ない し90	聴取報告書	△	「被聴取者」の記載内容部分の一部及び「聴取内容」の記載内容部分の全て	同上
文書 20	91	決裁用紙	○		
文書 21	92	特別事件処理報告書	△	「相手方」の記載内容部分の一部	(3)

(注) 「開示・不開示」欄の「○」は全部開示されたことを、「△」は一部開示されたことを、「×」は全部不開示とされたことをそれぞれ表す。

## 別紙 1 審査請求書

### 【趣旨】

非開示部分の全て開示。

ただし、法務省と法務局職員間での連絡に用いている他社に公開していないメールアドレス、電話番号、FAX番号を除く。

※開示文書「通し番号38メール文書 【指示】特別事件の処理について（特定地方法務局特定支局R2-2）」中の〔差出人：特定職員A<黒塗り表記>〕と、なっているような箇所のこと。

### 【理由】

●理由1 法務局特定支局長から簡易書留で届いた文書が入っているのか判りません。

特定年月日B、法務局特定支局特定支局長とお電話で、今回の人権侵犯事件の結果「侵犯事実不明確」の結果を記載した文書でお送りすることができるのご説明があり、文書の送付を希望いたしました。

特定年月日C、特定地方法務局特定支局から簡易書留が届き、封筒の中には、文書が一枚入っておりました。（※資料として人権侵犯事件の結果「侵犯事実不明確」の結果を記載した文書のコピーを同封）

特定年月日D付の文書で、〇〇〇〇（審査請求人の氏名。以下同じ。）宛に簡易書留で郵送された私（審査請求人を指す。以下同じ。）の手元に届いている文書ですし、「〇〇〇〇様」「特定地方法務局長」「印」となっており、92枚の開示文書の中に、私の名前まで伏せる形で黒塗りになっているのかも疑問です。

開示請求でご送付いただきました92枚の中に、上記の文書が含まれているのかがわかりません。

開示してください。

●理由2 法務局特定支局特定支局長のご説明。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長が、

「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。

特定法人Aと他の関係機関の情報が全く開示されていないため、法務局特定支局の特定支局長のご説明の通り、聴き取り調査が行われたのかを知ることができません。

●理由2-1 法務局特定支局特定支局長のご説明。【他の各関係機関：特定

## 施設 A】

特定年月日 A 法務局特定支局に出向きました。その相談時間内に特定支局長が、無断撮影の現場となった特定施設 A に対してのご説明がありました。

「特に、無断撮影の場所となった特定施設 A には、その施設自体がどのような施設なのか、特定施設 A にきく必要があるのです、きくこととなります。」

「〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）さんが特定施設 A 特定行事に出ていることを無断で写真にとられインターネットで公開されること自体が、〇〇さんが視覚障害者であることや施設利用者である個人情報も、だれでも見られるところにあかすことに該当するとお話しされるので、特定施設 A 特定行事についても調べることとなります。」と、ご説明をされました。

特定法人 A と他の関係機関の情報が全く開示されていないため、法務局特定支局の特定支局長のご説明の通り、関係機関である特定施設 A（担当：特定所長 A）に聴き取り調査がどなたによりどのように行われたのかということと、特定施設 A がどのようにお答えになられたのかを知ることができません。

●理由 2 - 2 法務局特定支局特定支局長のご説明。【他の各関係機関：特定施設 B】

理由 2 にありますように、法務局特定支局特定支局長から「特定法人 A に聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明がありました。

特定年月日 A 法務局特定支局に出向きました。その相談時間内にもお話ししておりますが、私のパートナーの盲導犬は特定施設 B の盲導犬です。

盲導犬は、盲導犬ユーザーが買い取りではなく、あくまでも貸与です。

盲導犬とは、私のパートナーではありますが、私個人の犬ということにはならない犬です。（※資料として「特定施設 B ってどんなところ？ [盲導犬への道]」参照 同封）

盲導犬ユーザーである私は、パートナーの盲導犬に対して適切な行動管理や健康管理、衛生の確保（予防接種および検診など）は、身体補助犬法 13 条、22 条で定められているように、私に盲導犬の管理責任があります。（※資料として「厚生労働省発行 もっと知って Welcome! ほじょ犬」を同封）

《身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 49 号）》

（身体障害者補助犬の行動の管理）

13 条

（身体障害者補助犬の衛生の確保）

22 条

しかし、写真撮影、インターネット掲載の権利は、特定施設 B にあります。

特定施設 B では、盲導犬貸与時に特定施設 B と盲導犬ユーザー間で誓約を結びます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の [1. 使用目的 (2) 盲導犬は、盲導犬以

外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）』（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを同封）

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

そして、私とパートナーの盲導犬が、撮影禁止場所で無断撮影された写真が掲載された、インターネット上のページは、特定法人Aという企業ブログ、カテゴリは「特定法人A活動報告」と、なっています。（※資料として、「特定法人Aブログ」コピーを同封）

特定法人Aは、介助犬、聴導犬育成企業の福祉事業者です。

「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類の犬を、補助犬といいます。（※資料として「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome!ほじょ犬」を参照）

補助犬の育成は、行政からの助成金もありますが、大部分は補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、ご支援されておられる個人の方達の募金やご寄付などです。（※資料として「特定施設Bってどんなところ？〔05ご寄付〕」参照）

特定施設Bの場合は、「盲導犬育成費用は8割以上がご寄付で成り立っています」と、ありますが、

他の補助犬である「聴導犬」「介助犬」についても、育成費用の大部分が「ご寄付」で成り立っています。（※特定年月日E特定施設B特定所長Bにお電話で、補助犬3種類の育成費用は行政からの助成金もあるが、大部分がご寄付であることを確認いたしました。）

私とパートナーの盲導犬が、撮影禁止場所で無断撮影された写真が掲載された、インターネット上のページは、特定法人Aという企業ブログ、カテゴリは「特定法人A活動報告」と、なっています。（※資料として、「特定法人Aブログ」コピーを同封）

その企業ブログは関係者への報告以外にも、介助犬や聴導犬にご理解を戴いたうえで賛同される方を募る目的でも使われています。

賛同される方の募金、会員による会費、スポンサー企業集め、物品の寄付、募金箱・パンフレット等の設置協力店舗、企業、病院、各種施設などを集める目的でも用いられます。（※「資料として「特定施設Bってどんなところ？〔05ご寄付〕」参照）

撮影禁止会場で無承諾にて撮影された、私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り

込んだ写真が、肖像権の侵害だけではなく、営利目的で使用されたこととなります。

「盲導犬使用に関する誓約書」の「1. 使用目的 (2) 盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)」にありますように、「盲導犬の営利目的使用」や「盲導犬の利益目的使用」にあたる行為は、誓約違反に該当します。(※特定年月日E特定施設B特定所長Bにお電話で、特定法人A特定代表さんの無断撮影による同法人企業ブログに掲載は、盲導犬を営利目的で使用したことに該当すること。そしてそれが「盲導犬使用に関する誓約書」の「1. 使用目的 (2) 盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)」に当てはまる為、〇〇〇〇が誓約違反になってしまったことを、再確認いたしました。)

私は特定法人Aに、撮影禁止場所で写真を無断撮影された「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」だけでも悲しいのに、営利目的で同法人の企業ブログに無断掲載されたことによって、特定施設Bから「誓約違反」になっていると、特定所長Bから告げられています。

生活上の平穩の利益が侵害される、つらい立場にいます。

今回の、特定年月日F特定施設A特定行事で、パートナーの盲導犬とともに特定活動することは、「盲導犬使用に関する誓約書」の「1. 使用目的 (3) 盲導犬啓発のため、公の場でのデモンストレーション・講演などを行う場合は事前に特定施設Bの承諾を得ます。」の、項目に当てはまるので、事前に特定施設Bに連絡を入れ承諾を得ていました。

私とパートナーの盲導犬は、今回の特定年月日F特定施設A特定行事以外でも、地元である特定県内で、パートナーの盲導犬とともに特定活動をしています。

これまでのきちんと特定施設Bに届け出ていて誓約を守っていることと、今回の特定年月日F特定施設A特定行事においても、事前に連絡を入れ特定施設Bの承諾を得て誓約を守っている中で起こったことが考慮され、罰則は与えられていませんが、誓約違反という不名誉を負い、精神的苦痛を感じています。

特定施設Bでは、誓約違反になると「盲導犬使用に関する誓約書」の「5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、特定施設Bの指示があれば盲導犬を返還します。

「(1) 前記の条件や規定に違反し、特定施設Bの指導に応じなかった場合。」に、ありますように、パートナーの盲導犬と〇〇〇〇のチームを解消しなくてはならず、盲導犬と別れることになるのです。

特定所長Bからは「〇〇さんが故意に誓約を違反したのではないので、盲導犬の返還にはならない。」「〇〇さんはきちんと誓約を守っているのに、周りが誓約違反にしてしまった。」と、説明を受けています。

私は今回、自分は誓約を守っているのに周りによって誓約違反にされてしまいました。特定法人A特定代表さんによって、私とパートナーの写真を撮影禁止場所で無断撮影された「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」だけでも悲しいのに、その私達2人（私と盲導犬）が被写体のメインとされた写真を、営利目的、利益の追求のために無断で特定法人A企業ブログに掲載されました。

結果、特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」にも、私は誓約を守って行動しているのに、特定法人A特定代表さんの行為によって「誓約違反」にされてしまいました。

誓約違反該当は、拭えないそうです。私に落ち度がないので、よけいに哀しいです。

私もパートナーの盲導犬も「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」「特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反」など不利益を被っていますが、特定法人A特定代表さんの行為によるとはいえ、特定施設Bにまで、不利益を与えてしまっています。

私自身、罰則のご考慮が特定施設Bからあるとはいえ、心理的な負担があります。

盲導犬と暮らしていると、写真を撮ってもよいか尋ねられることは多いです。尋ねられることは助かります。

それは「私とパートナーの盲導犬の意向を尊重することが、写真撮影という自己の欲求よりも大事だというお考えで、私達2人（私と盲導犬）の写真を撮りたいという欲求をおさえる行動をします。」と、私とパートナーの盲導犬に伝えてくださっているからです。

盲導犬と一緒になので、重度の視覚障害あることは、一目瞭然です。

それでも、「重度の視覚障害者だから勝手に写真をとっても判らないんだから、尋ねなくても問題ない。」とか「重度の視覚障害者だから、勝手に写真撮影して、インターネットに載せたってわからないよね。写真が見えないんだから。」とは考えない方に会えると、うれしくなります。

本来、眼が見えるとか見えないに関係なく、一人の人間として「人権尊重していただく」ことが当然の権利なのですが、その行為をうれしく感じるくらい、当然の権利が尊重されにくいのはなぜでしょうか。

実際に、私自身カメラを至近距離で向けられていても気が付かないです。

私達がカメラを向けられていることを発見した家族や盲導犬訓練士が止めに入ったことは何度もあります。

そして、カメラのシャッター音で方向や距離がわかっているのに、私とパートナーの写真を撮っているのかを確認することができません。カメラのシャッター音へ向かって不仕付けに、私とパートナーの盲導犬の撮影をしたか尋ねることは出来かねます。

それは、もしかしたらその方達は、たのしいお出かけの記念に自分たちの写真やステキであろうと想像できる周りの風景を、撮影しているだけかもしれないからです。

目視で確認が難しい私は、見える人の力（ちから）を借りないとカメラを向けられていることも気づけず、撮影されたことの確認さえも自分ではできません。

私が「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないこと。法律上保護されるべき人格的利益を尊重して頂く」には、「見える方の意識、見える能力の正しい使い方」それが大事なのです。

特定法人A特定代表さんは、その見える能力を使って、撮影不可の場所、無承諾で私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込みした写真を撮影し、「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」で、私達を苦しめています。

特定法人A特定代表さんは、私とパートナーの盲導犬の写真を撮影したいと思ったときに、私には乏しいその見える能力を使って、私達2人（私と盲導犬）のいる場所まで移動することも可能と考えられます。私とパートナーの盲導犬の写真を撮ってもよいか尋ねることはできたはずなのに、その手順を踏んでいただけなかった、人権尊重していただけなかった、法律上保護されるべき人格的利益を尊重して頂けなかったことは、やりきれない思いです。

今回の人権侵犯事件は、「見える方の意識の持ち方ひとつ」で、起こらなかった人権侵犯事件と考えることができます。

私は、視覚障害があっても、法律上保護されるべき人格的利益を有していると認めて頂き尊重されることを要望します。

今回の特定法人A企業ブログに載せられたのを知ったのも、「見える人のちから（視力）」です。

掲載を教えてくれた人は、自分の見える能力を使って、私とパートナーの盲導犬に、大変なことが起きてしまっていることを教えてくれました。

「特定法人A企業ブログに、特定施設A特定行事でパートナーの盲導犬とともに特定活動している写真が載っている。〇〇〇〇とパートナーの盲導犬をメインとした撮影方法で撮影され、特定活動している〇〇〇〇全身像が掲載されているけれど、知人や面識のある人なら〇〇〇〇とわかるよ。」

「写真には説明の文章が付いていて、特定法人A介助犬特定名称Aが特定施設B出身であること。〇〇〇〇のパートナーは特定施設Bの盲導犬であることも文章からわかるよ。〇〇〇〇が特定施設Bの盲導犬ユーザーだってことも、これじゃわかるよ。」と教えてくれました。

「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」が起こっていること。「個人情報」「パーソナル情報」まで、公開されていることを見えている方の協力をもって知ることができました。

それで、すぐに会場となった特定施設A特定職員Bさんに連絡を入れました。



私は写真は目視するのが難しいので特定職員Bさんにどのような写真であるのかを、お尋ねしました。特定職員Bさんは載せられている写真について「〇〇さんが特定活動しているときの写真で、全身が写っているから小さく写っているけれど、そばに盲導犬も一緒に写っているし、〇〇さんのことを知っている人が見たら〇〇さんって判る写真ですよ。」と写真のご説明をしてくださいました。

特定職員Bさんも、知っている人が見たら〇〇〇〇と判ると、家族と同じご説明をされました。特定施設A特定職員Bさんのお電話後、特定施設Bに連絡を入れました。

私は、盲導犬取得のため特定施設Bで、約一か月間「共同訓練」を受けています。（※「資料として「特定施設Bってどんなところ？ [盲導犬への道]」参照）

共同訓練中、訓練士に「盲導犬と一緒にいる時に写真撮影を求められたらどうしたらいいですか？」と、お尋ねしたことがあります。まだ「盲導犬使用に関する誓約書」を知る前の話しです。（「盲導犬使用に関する誓約書」は、盲導犬貸与時にかわす書類で、訓練中は貸与ではありません。）

訓練士は、「お断りしてください。今はインターネットも普及していて、写真はどこへ流れるかわからない時代です。」「〇〇さんが写真のお断りをして、どうしても写真を撮りたいとその人が引かない場合は、〇〇さんではなく写真を撮りたいその人が特定施設Bに連絡するよう言ってください。」と、ご説明がありました。

訓練士の、このご説明こそが「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的 (2) 盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)]に当てはまるのです。

特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」は、自分ではカメラを向けられても気付けない、私とパートナーの盲導犬の写真を撮っているのか確認することができない私達(盲導犬ユーザーと盲導犬)を守るためにも、存在しているのだと思っています。

私は時々、見えている人から「視覚障害のある人を見かけても、どのように手助けができるのかわからない。」というご質問をいただくことがあります。

私個人の意見ですが、見えてらっしゃる方に助けて頂いていることは、日常で沢山有ると思っています。

例えば、私がパートナーの盲導犬と道路を歩いていて、交差点を横断することは日常茶飯事です。

犬は色が判らない生き物です。盲導犬が信号を判断して横断しているではありません。私達盲導犬ユーザーが、信号が青であることを確認し発信のコマンド(命令語)を盲導犬に伝え、交差点を横断しています。

自宅近くに音響式信号機はありません。私が無音の信号機を確認する方法、そ

れは「見えている方の見える能力による行動の情報」です。

自分の進行方向と平行に、車などが進んでいけば「信号は青」。左右に動いている場合は「信号は赤」と認識します。

仮に見えている方が、赤信号なのに交差点に進入する信号無視があったとすれば、私は「この信号は青だ」と、誤認識して行動します。

今は盲導犬がいるので、盲導犬は危険を感じたならば「不服従」をとり私を止めてくれるので助かり続けていますが、白杖歩行では止めてくれる存在はいません。

「自分の進行方向が赤なのに、交差点の横断を始める」ということです。

見えている方がその見える能力を使って、道路交通法に定められた交通ルールを正しく守っていただくこと、それだけで私とパートナーの盲導犬は、命を守ることができるのです。

今回の無断撮影、インターネット掲載により「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」「個人情報やパーソナル情報」の無承諾公開も、同じと考えることができます。

見えている方がその見える能力を、「写真撮影のルール」「企業ブログに掲載のルール」を守って行動いただければ、私とパートナーの盲導犬は精神的苦痛を受けることにならず心を守ることが可能でした。ルールを守ることが、身体的ハンディのある人間を助けていることに繋がっているのです。

見えている人の見える能力を、視覚障害のある人を傷つける使い方ではなく、幸せに感じる使い方をしていただきたいんです。

沢山でなくてもいいんです。ほんの少し、その見えている人の見える能力を、見える能力が乏しい私達のために使っていただきたい。法律上保護されるべき人格的利益を尊重されるためにも。

そう強く、望みます。

特定施設B特定所長Bは私に、「法務局特定支局から連絡はきていない」と、以前お話くださったことがあるのですが、特定施設Bの他の職員が聴き取り調査に応じた可能性も否定できないと考えることもできます。

特定法人Aと他の関係機関の情報が全く開示されていないため、法務局特定支局の特定支局長のご説明の通り、関係機関である特定施設B（担当：特定所長B）にどなたによって聴き取り調査が行われたのかということと、特定所長Bがどのようにお答えになられたのかを知ることができません。

●理由2-3 法務局特定支局特定支局長のご説明。【他の各関係機関：特定県社会福祉事業団】

理由2にありますように、法務局特定支局特定支局長から「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明がありました。

特定年月日G法務局特定支局特定支局長から電話で「特定施設Aは特定県の施

設なのか」「特定施設 A 特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」「特定施設 A 特定行事の目的」を、尋ねられました。

それで同日私は、特定施設 A 特定所長 A に電話を入れました。

特定所長 A から「特定施設 A は、特定県の建物、特定県の施設ですが、特定県から委託を受けていて、指定管理は「特定県社会福祉事業団」です。」（※資料として「特定施設 A ホームページ 施設概要」印刷物を同封 [●施設の概要 設置主体：特定県] 参照）

（内容の記載は省略する。）

特定施設 A 特定行事について特定所長 A は、「特定施設 A 特定行事は特定県から委託を受けていて、「こういうことをします。」と書類を特定県に提出し特定行事をしています。建物は特定県の建物なので、勝手に特定行事をすることはできません。」（※資料として「特定施設 A ホームページ 施設概要」印刷物を同封 [●施設の概要 設置主体：特定県] 及び「同資料」左上 [運営／管理 社会福祉法人特定県社会福祉事業団] 参照）

特定施設 A 特定行事の主催については、「特定施設 A 特定行事の主催は、特定施設 A です。」（※資料として「特定年度特定回特定施設 A 特定行事開催要綱」コピーを同封 [3. 実施主体：社会福祉法人特定県社会福祉事業団 特定施設 A] 参照）

特定施設 A の職員については、「特定施設 A の職員は、特定県社会福祉事業団の職員です。」（特定年月日 E 特定施設 A 特定所長 A にお電話で、再確認いたしました。）

本当に撮影は禁止だったのかについては、「特定施設 A 特定行事の写真撮影とインターネット掲載については、特定施設 A の職員は許可を出していません。特定施設 A の所長の私が撮影許可とインターネット掲載の許可を出していませんので、許可は無いです。」と、ご説明くださいました。

それから特定所長 A は、特定施設 A 特定行事の目的については「特定施設 A 特定行事の目的は、視聴覚障害者の方と地域の方との交流の場、理解を深めていただく場ということと、もう一つは、視聴覚に障害を持つ方々も文化活動などをされており。この発表の場を提供したいということが目的の一つです。（※資料として「特定年度特定回特定施設 A 特定行事開催要綱」コピー同封 [1. 目的 2. 参加対象者] 参照 及び 「特定回特定施設 A 特定行事の参加募集について（ご案内）」コピー同封 [さて、当施設は視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、またボランティアの学習や交流の場として様々なサービスを提供しておりますが、今年度もその皆様の活動発表の場である特定行事を別紙実施要綱に基づき開催する運びとなりました。] 参照）

そして、特定施設 A は貸館事業をしています。（※資料として「特定施設 A ホームページ 貸館（会場提供）」印刷物同封）

私は、特定法人 A に無断撮影と企業ブログにインターネット掲載をされる前は、特定施設 A 特定行事が行われた多目的ホールを、〇〇〇〇個人で普段からおかりして、パートナーの盲導犬とともに特定活動を開いておりました。

それで、特定所長 A に「私のように、特定施設 A を利用して文化活動をしている視聴覚障害者の発表の場の提供のために、特定施設 A 特定行事があるのですね。」とお尋ねしますと、

特定所長 A は「はい、そう考えていただいて、いいと思います。」と話されました。

そして参加対象者については、「視聴覚障害者と、視聴覚障害者を持つ方の関係者（特定法人 A のように聴覚障害者の補助犬育成事業者など）、視聴覚障害者にボランティアとしてご支援をされていらっしゃる方、視聴覚障害者の方達が作られた団体です。」と、ご説明されました。

それで、特定所長 A に「私みたいに個人で特定施設 A 特定行事に参加する人は、やはり障害者でしょうか？ソロで参加される人は障害者ですか？」と、お尋ねしますと

特定所長 A は、「全部私も今すぐには確認できないですが、個人参加は障害を持たれた方がほとんどで、個人参加は障害を持たれる方が多いと思います。」とのことでした。

それで私は、特定年月日 H、法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、特定所長 A からお聞きした内容をお話ししました。

特定法人 A の無断撮影の写真、及び、「特定施設 A 特定行事に参加しました」のブログ記事に、特定行事の参加している私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されるということは、「私が普段から特定施設 A を利用して文化活動、社会参加をしていること」や単独で参加している様子で「障害者」であること。さらに盲導犬と一緒にいるので「重度の視覚障害者」であることなど個人情報、並びにパーソナル情報が、わかってしまいます。

写真自体からは全て特定できなくとも、写真に付された説明と併せ読むことで〇〇〇〇を特定できるインターネット記事となっています。

盲導犬と一緒にいるからと言っても、自分が「重度の視覚障害者であること」を、不必要に告げられ、不特定多数に公開されたくありません。

個人の障害の事実は、個人に関する情報のうちでも最も他人に知られたくない類のものです。

私が、盲導犬を使っている重度の視覚障害があるという事実をインターネットで公表するのは「人格権の侵害」です。

ほとんどの障害者は、「自分が障害者であること」を、自分が判断して伝えた人以外には知られたくないと思っていることは、介助犬・聴導犬ユーザーも身体障害者であることをふまえても、介助犬聴導犬育成福祉事業者特定代表さんなら、その社会的地位でご存じと考えられます。その状況下にいらっしゃいま

すのに、私に対しての配慮が行われていません。

特定施設A特定行事のステージに、パートナーの盲導犬とともにあがりましたが、それは特定施設A特定行事にお客様として来られた多くの方達は、視聴覚障害者に対するご理解を持たれておられる方達が足を運んでくださっているからです。（※資料として「特定年度特定回特定施設A特定行事開催要綱」  
[1. 目的 視聴覚障害者やボランティアが、日ごろの活動発表を行う場として特定行事を開催し、地域住民や県民の方々に特定施設Aを認知していただくとともに視聴覚障がい者やボランティアに対する理解を図ります。] 参照 同封)

撮影自体も、禁止の会場です。

私とパートナーの盲導犬が無断撮影された写真は、会場を大きくとらえた風景がメインになっているわけではなく、多数の人が写っているのではなく、被写体となっているのは「私とパートナーの盲導犬」です。1人と1頭の特定活動の様子を“狙い撃ち”されているのです。

特定法人A特定代表さんが撮影した写真の一部に、たまたま私とパートナーの盲導犬が映りこんだのではなく、私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込み無断撮影しています。不特定多数の人の姿を全体的に撮影した場合とは異なります。私達は、決して写真を「撮影」されたいわけでもインターネットで「公表」されたいわけでもありません。むしろ、「写真撮影」も「公表」も“拒絶”いたします。

利益追求に基づく営利目的の、撮影禁止場所で承諾の無い「写真撮影」や「企業ブログ」掲載によって、私達は強い心理的負担を背負わされています。

撮影禁止にも関わらず、私とパートナーの盲導犬の容ぼう等を被写体のメインとした無断撮影による写真を、全世界から不特定多数の人間が閲覧できるインターネットに掲載されることは、私の個人情報並びにパーソナル情報を、自分が判断して伝えていない全世界の人々に発信していることになり、私の知られたくない情報までも全世界の人達に公開していることです。

精神的苦痛を受けています。

特定法人Aと他の関係機関の情報が全く開示されていないため、法務局特定支局の特定支局長のご説明の通り、関係機関である特定施設A（担当：特定所長A）とその本部である特定県社会福祉事業団（担当：特定年月A末まで特定個人Aさん、特定年月Bから特定個人B局長）にどなたから聴き取り調査が行われたのかということと、特定施設A（担当：特定所長A）とその本部である特定県社会福祉事業団（担当：特定年月A末まで特定個人Aさん、特定年月Bから特定個人B局長）がそのようにお答えになられたのかを知ることができません。

●理由2-4 法務局特定支局特定支局長のご説明。【他の各関係機関：特定県障害福祉課】

加えて

●理由3 特定法人Aは、私、〇〇〇〇以外に特定県障害福祉課に対しても、これまでに返答通りの行動をとらないなどの態度をとられました。

真実ではない回答をされたかもしれない、という考え方が払拭できかねます。法務省の保存情報に、真実ではない情報が混ざっているかもしれないという不安があります。

真実ではない情報が混在しているのならば、真実でない情報が正しい情報として法務省に保管されることを望まないため。

○特定年月日I

私は特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、電話を入れました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、特定年月日F特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aの企業ブログに載せられていることとお話ししました。

するとなぜか特定県庁障害福祉課特定職員Cさんは「人前で特定活動しているのに、どうして写真をとってはいけないのですか？道とか歩いていたら写真を撮ったらいけないですが。」と、話されました。

それで、たとえ人前で特定活動している状態でも、撮影不可の場所で承諾なく写真を撮影してはならないことをご説明するところから始まりました。

なかなかご理解していただけず時間ばかりが過ぎるので、私は「特定職員Cさんの上司の方に代わってください。ご理解頂ければ本題に入れませぬ。」と、申しますと、特定職員Cさんは、「このまま私（特定職員Cさん）に話して下さい。私（特定職員Cさん）が担当いたします。」と、おっしゃられ、他の方に代わっていただくことが叶わずご理解が頂戴できたか不安なまま、本題をお伝えする運びとなりました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお電話をつないだまま、特定年月日F特定施設A特定行事の特定法人Aの企業ブログを見ていただき、私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されていることを、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにもご確認頂けました。

特定施設Aの特定職員Bさんも、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんと同じようにお電話をつないだまま特定法人A企業ブログの記事を確認していただき、特定施設A特定職員Bさんが、特定月日特定法人A特定代表さんに直接お電話を入れていただき、特定代表さんにご確認くださったこともお話ししました。特定法人A特定代表さんは、「特定施設A特定行事のブログは、自分が書いたので覚えています。」と、特定職員Bさんに話されたとのことでした。

特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取っており、「是非どうぞ。」とのお返事を確認したので、特定法人Aの企業ブログに載せたとのことでした。

特定法人A特定代表さんは、私とパートナーの盲導犬は「横顔だしボケている

のでいいか」と思い、撮影許可を取らずに撮影し、掲載承諾も得ず特定法人Aの企業ブログに載せたとのことでした。

特定代表さんから、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と、特定職員Bさんにお話しされたとのことでした。

特定職員Bさんは、「〇〇さんにきいて、返事をします。」と答え、私に電話を入れてくださったことも、特定職員Cさんにお話しいたしました。

私から特定職員Cさんに、「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいらっしゃるよ。」と。

その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人Aの企業ブログは、その店員さんのように、補助犬に対しての深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、ご支援されておられる個人の方達が多く、補助犬に対する関心が強い人達をご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。

店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬に正しいご理解を示してくださっている方も実在し、ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」ことを、特定職員Cさんにお話ししました。

特定職員Cさんに、特定施設A特定職員Bさんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Bさんをお願いしていることとお話ししました。

特定年月日I、特定職員Cさんにお電話を入れる前に、特定施設A特定所長Aにお電話を入れ、お話を直接していますことを、特定職員Cさんにお話ししました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、特定法人Aにご連絡を入れてくださる運びになったので、特定施設A特定職員Bさんにお話しさせて頂きましたことと同じ内容、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Cさんにもお願いをしました。

○特定年月日J午後

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、特定法人Aの特定代表さんに電話を入れてくださりました。（特定年月日K午前、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから頂いたお電話で確認しました。）

○特定年月日 L

特定法人 A のブログから、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事が、全て消えていることを確認しました。

○特定年月日 K 特定時刻 A

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんから、電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんから、特定年月日 J 午後、特定法人 A 特定代表さんに、お電話を入れてくださったとききました。

特定法人 A 特定代表さんは、「特定法人 A の企業ブログに〇〇さん（達）を載せたのは、「みんなに知ってほしかった。」から」と、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんにお話しされたそうです。

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんから特定法人 A 特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設 A 特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人 A 特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。

特定法人 A 特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに話されたとききました。

特定職員 C さんは、特定法人 A 特定代表さんのその返答（〇〇〇〇の意向を汲みます）をお伝えして下さったとき「〇〇さんよかったですね。」と、特定職員 C さんご自身のお気持ちを加えられ、明るい口調で話して下さったのです。

私自身が違和感を覚え、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、特定年月日 L 特定法人 A のブログから、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事が全て消えていることをお話しし、お電話をつないだまま特定職員 C さんに、特定法人 A のブログをご確認いただき、ブログから特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事が全て消えていることを、特定職員 C さんに目視でご確認頂きました。

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、今現在特定施設 A 特定行事の記事が全て消えていることを、特定県庁障害福祉課の他の職員さんにも目視でご確認いただきたいこととお話ししました。

さらに、私は目視が難しいため特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、「今後特定法人 A のブログ特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事がどのような運びになるのかを、定期的にご確認いただきたいです。」と、お願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんが、ブログが消えていることを特定法人 A にたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、今後特定法人 A に連絡を入れることを待つていただくようお願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員 C さんが、特定施設 A 特定職員 B さんに直接確認のお電話を入れてくださり、「特定法人 A 特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取ってある」と、話された内容は、特定



代表さんと特定会の責任者が知り合いときいたため許可をとられたと勘違いがあり、実際には、特定会の参加グループにも、責任者の方に許可をとっていませんでした。」とのことだそうです。不思議な報告と思いました。

特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「特定会の責任者の方とは、今日までも連絡は全く取っていない。」と、特定職員Cさんに話されたそうです。特定施設A特定職員Bさんは、職員の中でもよくお世話になっている方なのですが、お人柄を考えましても釈然としないお話し内容でした。

○特定年月日K

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんのお電話の後、私は、特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定年月日I特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aの企業ブログに載せられていますことを、お話しさせていただきましたと報告しました。

特定施設A特定所長Aに、特定年月日L特定法人Aの企業ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていることをお話しし、特定所長A「何かブログ記事が全て消えている理由をご存じないでしょうか。」と、お尋ねしましたが、何もご存じないとのことでした。

特定施設A特定職員Bさんは、「今（電話をしている現在）は、出張にて不在ですぐに確認が取れないが、特定職員Bさんから特定所長Aに報告がないこともあり、ブログが全て消えている理由はわからない。」そうです。

○特定年月日K

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんのお電話の後、特定施設B特定所長Bに電話を入れました。

特定年月日I特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aの企業ブログに載せられていますことをお話ししましたことを報告しました。

特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていることをお話ししました。

特定所長Bは、特定年月日Iの電話後、特定法人A特定代表さんにお電話を入れてくださったことを確認しました。

特定所長Bは、「〇〇さんとパートナーの盲導犬に対してとても親切にして下さる店員さんがおられ、その店員さんは特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることを、お話しくださり、「〇〇さん自身がショックを受けている」ことをお話しくださったそうです。

特定所長Bは、特定法人A特定代表さんに、「特定法人Aのブログに関して

は、〇〇さんが特定施設Aに相談しているのです、そちらから連絡が入るだろう。」と、話してくださったそうです。

特定所長Bは、「特定法人Aの企業ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていることに関しては、何もわからない。」そうです。

○特定年月日K午後

特定施設A特定所長Aから電話が入りました。

特定施設A特定所長Aと私が電話中のときは、特定職員Bさんは出張で施設に不在だったが、午後になり特定職員Bさんが出張から施設に戻られ、

特定年月日K午前中、特定職員Bが出張のため特定施設Aを出発される前に特定法人A特定代表さんが特定職員Bを訪ねてこられ、「〇〇さんに謝罪したいため、〇〇さんの連絡先を教えてください。」と話されて、

特定職員Bさんは、「〇〇さんに確認しないと教えられない。」ことを特定代表さんにお伝えされ、出張に出られたそうです。

出張から戻られた特定職員Bさんから特定所長Aに報告が入り、〇〇さんにお電話を入れています。とのことでした。

私から、特定施設A特定所長Aに、

「特定施設A特定職員Bさんと、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんを通じて、私の意向、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えいただいています。

特定年月日J特定県庁障害福祉課特定職員Cさんには、特定法人A特定代表さんご自身が、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからのお返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話しされたとお聞きしています。

それなのに、翌日特定年月日Lには私に意向とは真逆の対応、特定法人Aの企業ブログから特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応がなされています。

お伝えさせて頂いている私方の意向と、真逆の対応をされている特定法人A特定代表さんからの、謝罪の申し入れが出ていること自体が理解しがたいお話であり、私の連絡先をお教えすることはできません。」と、特定所長Aにお話ししました。

続けて特定所長Aに、「特定法人A特定代表さんは、特定年月日F特定施設A特定行事のブログの返事が、特定施設Aから入ると思われているがゆえ、特定職員Bを訪ね、私の連絡先をきかれたのだと思います。特定代表さんが、返事は特定施設Aから入ると思われている以上、今後も私に関しての内容で、特定代表さんが再び特定施設Aに近づく可能性があります。

それで、私からの返答は特定施設Aを通じては出ないことを、特定法人A特定代表さんにお伝えください。

そうすれば、特定代表さんが私に関する内容で、再度、特定施設Aに近づくことは避けられると思います。

私にとって特定施設Aは、途中で視覚障害を負った私を助けてくださっています大切な施設であり、お世話になり続けています先生方が沢山いらっしゃいます。

施設の先生方に、これ以上必要でない仕事を増やしたくはありません。

それで、特定所長Aから特定法人A特定代表さんに「私からの返答は、特定施設Aを通じては出ない。」ことだけをお伝えください。」と、お願いしました。

○特定年月日M

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、電話を入れました。

私は特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「特定年月日K午前のお電話の時に、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、ブログが消えていることを、特定法人Aにたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、今後特定法人Aに連絡を入れることを待っていただくようお願いしました。

その後、私もブログが消えている理由を調べてみたのですがわかりませんでした。特定年月日Kから1か月経過しましたのでお電話を入れました。待ってくださって、ありがとうございます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに話しました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんも、特定年月日K以後、特定法人A特定代表さんに連絡をとっていないことを、お話しくださり、特定法人A特定代表さんとお話しされたのは、特定年月日J午後の一度だけだとお話しくださいました。

私から特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「特定年月日Lから、特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し全削除の対応がなされていますことを特定年月日K午前のお電話でお話しし、お電話をつないだまま特定職員Cさんに特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていますことを、特定職員Cさんご自身に目視でご確認頂けました。

それ以後も今日まで、特定法人Aのブログの確認を続けましたところ、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応が続いています。

1か月以上にわたる全削除が継続しておりますので、これは「一時的な記事の取り下げではなく、全削除の対応となっている。」と、確信が持てました。

特定年月日Kの特定県庁障害福祉課特定職員Cさんからのお電話で、特定年月日J午後、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事しま

す。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。その返答として、特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話されたとききました。

特定法人A特定代表さんは、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいです。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話ししました。

続けて、「私から特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお願ひがあります。私は重度の視覚障害があります。見えている人達のように、電話の内容をメモに取りながら話したり、メモを確認したりしながら電話をすることは難しいです。このような大事な電話は、スピーカー機能を使い家族にも電話がきこえるようにして、家族がそばにつきメモをとってくれています。

今日、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに特定法人A特定代表さんにご確認いただきたい内容「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、

これからは、お電話ではなく「文書」の形でお返事を戴きたいです。

文書でいただけますと、家族がメモをとる必要が無くなりますし、勘違いなどが起こることを防ぐことができます。

そして、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが特定法人A特定代表さんとお電話された特定年月日J午後のやり取りも、文書の形で戴きたいです。

その文書には「特定県庁障害福祉課特定職員Cさん」からの文書とわかる形でいただきたいので、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんのお名前と印を入れて欲しいです。」と、お願いいたしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんは「上司に確認しないと単独での判断はできない」とのことでしたので、私は「上司に確認を取ってください。もし、上司に確認を取っても文書での回答が難しいとのご判断ならば、その件も文書での回答をお願いします。ご判断くださった上司のお名前と印が入った文書を郵送してください。これからはお電話では無く、文書での回答をお願いいたします。」と、お願いしました。

○特定年月日N午後

お電話では無く文書での回答をお願いしているにも関わらず、特定県障害福祉

課からの着信が多かったため、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにお電話を入れました。特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「報告はきいています。特定職員Cから、〇〇さんのところに何度も電話をしているが、出ないとも聞いています。」

と、話されましたので、「特定年月日M特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお電話をして、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことをなぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、

これからは、お電話ではなく「文書」の形で戴きたいです。」と、お話ししています。」

と特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにお話ししました。

ブログの全削除については、特定法人A特定代表さんから特定年月日M以降に回答が入っており、

「そのままインターネットにあげておくことがよくないと思ったので、全削除しました。」と、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんがお話しくださいました。

「文書のことも含め確認してから、特定職員Cから折り返しお電話を入れるようにします。」

と、話されましたが、私は「特定職員Cさんではなく、特定職員Dさんから直接お電話ください。」とお願いしましたところ、特定職員Dさんからお電話くださることになりました。

そのまま待っていましたら、同日中に、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんからお電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「特定県は、中立的な立場をとっておりますので、そういった個人間でのやりとり、（特定法人A）特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のやり取りを文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」と、話されるので、

私から特定職員Dさんに「なぜですか？個人間ではないですよ。特定法人Aという企業ですよ。」と話しましたが、

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」と、あくまでも「企業では無く、個人間」の一点張りで、文書での回答は聞き入れられませんでした。

それどころか今までに無かった、「個人間のトラブル」という扱いに、突然変わっていました。

さらに、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、「特定法人A特定代

表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話がしたいと言われていました。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」と、話されました。

それで私は、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんに「相手が特定法人Aという福祉事業者であったとしても、これは個人間のトラブルとして県庁障害福祉課は捉えられているということで、間に特定県庁障害福祉課が入って話すべき案件ではないというご判断ですね。」と、質問させて頂きますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「そうです。」と答えられ、続けて私から、「それともう一点は、特定県庁障害福祉課が間に入らない形を取られるとのことで、〇〇〇〇と特定法人A特定代表さんで直接交渉をして、話を進める必要があるというご判断ですか。」と、ご質問しますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「直接、〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」とのことでした。

それで私から、「それは、県庁障害福祉課がだされたお答えですか。それとも特定職員Dさん個人が出されたお答えですか。」と、お尋ねしましたら、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「障害福祉課として出しています。」と、きっぱり言われました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、今回の事件を「個人間のトラブルという、もめごと」として扱われていますが、特定法人Aは、介助犬聴導犬育成企業という福祉事業者で、撮影不可の場所で写真を無断撮影した特定代表さんは、その代表です。

特定法人A企業ブログに掲載された、無断撮影による私とパートナーの盲導犬を被写体のメインとした写真は、利益追求のために説明文章付きでアップロードされました。

決して、個人の方が趣味でされているブログに載せられたものではありません。特定法人A特定代表さんが、特定施設A特定行事に来られていたのも、一般のお客様として来られていたものではありません。

関係者として、お仕事として来られています。

（※資料として「《特定行事プログラム》コピーを同封〔★午前の部（聴覚関係） ②一般社団法人特定法人A（介助・聴導犬デモ）・介助犬・聴導犬デモンストラーション〕参照」）

（※資料として「（概要）特定回特定行事特定月日時」コピーを同封〔場所：特定階多目的ホール 聴覚 団体：②一般社団法人特定法人A（介助・聴導犬

デモ) 場所: 特定階廊下(東側) 聴導犬・介助犬コーナー 団体: 一般社団法人特定法人A その他: チャリティーグッズ販売, パネル展示] 参照」)

(※資料として「特定回特定施設A特定行事(カラーの張り紙)」コピーを同封[■盲導犬・聴導犬・介助犬ふれあいコーナー・チャリティーグッズ販売]参照)

それでも特定県庁障害福祉課に, 個人間のトラブルというもめごととして, 助けていただけないと手を離されてしまいました。

特定施設Aの建物は特定県の建物です。(※資料として「特定施設Aホームページ 施設概要」印刷物を同封[●施設の概要設置主体: 特定県]参照)

特定施設A特定行事は, 特定施設Aが特定県から委託を受けて開催されています。特定施設A特定行事は, 「こういうことをします」と特定県に書類を上げて特定行事を開催していますのに, (理由2-3参照) (※資料として「特定施設Aホームページ 施設概要」左上[運営/管理 社会福祉法人特定県社会福祉事業団]参照) 特定県庁障害福祉課からは対応しないと宣告をされました。悲しいです。

私は重度の視覚障害があります。私が, 特定県庁障害福祉課へ「お電話では無く文書で内容を求めた」理由は, 重度の視覚障害ゆえにメモを取りながら電話が出来ない私の為に, 家族が電話時にはメモを取るために付き添っているからです。

そのメモすら確認できない私なので, 電話の途中で正確な内容が控えられているか読み上げによる確認作業も必須です。それでも受話口にいるのは私で, 自分が受話口にいない電話の内容を正確に控えていくのはプレッシャーですし, 大変骨の折れる作業です。加えて, 私も電話内容を控えている家族も, 特定県庁障害福祉課とのお電話内容を勘違いしない為でもあります。家族に対して, 精神的にも物理的にも大きな負担をかけているため特定年月日Mお願い致しました。

文書の要請は, 「障害者差別解消法 合理的配慮」に基づいてお願い致しました。視覚障害が有る無しに関係なく, 正しく意思疎通が行われ正確な情報を受け取るためにお願いした事なのですが, 認められませんでした。切ない気持ちでいっぱいです。

《障害者基本法(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)》

## 第一章 総則

(目的)

### 一条

(地域社会における共生等)

### 三条

(差別の禁止)

### 四条

上記中にある

(地域社会における共生等) 三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすることを、指しているのだと理解しています。

加えて、上記中の

(差別の禁止)

四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

に、該当すると考えることができます。

そして、特定県障害福祉課は行政機関です。

障害者差別解消法の中でも、この合理的配慮の実施を、日本国政府や地方公共団体や独立行政法人や特殊法人については「法的義務」、また一般事業者については「努力義務」を課しているのではなかったのでしょうか。

さらに、

(地域社会における共生等) 三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

私は、上記にあるように「その他の意思疎通のための手段についての選択の機会」と「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大」として、電話では無く文書をお願いしました。

社会的障壁である「社会の壁」は、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会に存在するもの全部です。

社会的障壁である社会の壁のために困っている障害者がいて、その障壁を無くすための負担が大きすぎないときは、差別をすることにならないように、その障壁を無くすために必要で障害に応じた対応(合理的な配慮)をしなくてはなりません。の意味と理解しています。

特定県障害福祉課は、合理的配慮に対しての実施は「法的義務」であり地方公共団体等の責務のはずという考え方も可能です。「文書での回答不可」が、障害者基本法に基づいた判断なのか疑問を持っています。



それから、特定年月日N午後、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載についても

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。」「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」と、話され「障害福祉課として（答えを）出しています。」

という「特定県は、対応しない」ご判断も、障害者基本法に基づいているのか疑念を抱いてしまいます。

（地域社会における共生等）

三条

（国及び地方公共団体の責務）

六条

と、書かれています。

共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

特定施設A特定行事は理由2-3特定所長Aのご説明にありますように、「特定施設A特定行事の目的は、視聴覚障害者の方と地域の方との交流の場、理解を深めていただく場ということと、もう一つは、視聴覚に障害を持つ方々も文化活動などをされております。これの発表の場を提供したいということが目的の一つです。」（※資料として「特定年度特定回特定施設A特定行事開催要綱」コピー同封。〔1. 目的 2. 参加対象者〕参照 及び 「特定回特定施設A特定行事の参加募集について（ご案内）」コピー同封〔さて、当施設は視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、またボランティアの学習や交流の場として様々なサービスを提供しておりますが、今年度もその皆様の活動発表の場である特定行事を別紙実施要綱に基づき開催する運びとなりました。〕参照）つまり、（地域社会における共生等）三条 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

そして、（地域社会における共生等）三条 二 全て障害者は、可能な限り、

どこで誰と生活するかについての選択の機会（特定年月日 F 特定施設 A 特定行事に参加するかどうか）が確保され、地域社会において他の人々と共生すること（視聴覚障害者と地域の方との交流の場，理解を深めていただく場）を妨げられないこと。に基づいて行われた催しが，特定施設 A 特定行事と思われる。

理由 2 - 3 にありますように特定所長 A のご説明では，「特定施設 A は，特定県の建物，特定県の施設ですが，特定県から委託を受けていて，指定管理は「特定県社会福祉事業団」です。」（※資料として「特定施設 A ホームページ施設概要」印刷物を同封〔●施設の概要設置主体：特定県〕参照）

「特定施設 A 特定行事」は，特定県から委託を受けていて，「こういうことをします。」と書類を特定県に提出し特定行事をしています。建物は特定県の建物なので，勝手に特定行事をすることはできません。」（※資料として「特定施設 A ホームページ施設概要」印刷物を同封〔●施設の概要設置主体：特定県〕及び「同資料」左上〔運営／管理 社会福祉法人特定県社会福祉事業団〕参照）

#### （国及び地方公共団体の責務）六条

地方公共団体である特定県は，共生社会を作る為に，地域社会における共生（みんなと一緒に町で暮らすこと），差別をなくすこと，世界的協調（世界の人と協力し合うこと）という基本原則にしたがって，障害のある人の自立や社会参加の支援のための法律や制度を行なう責任があると考えられます。

地方公共団体としての責任で，地域社会における共生，差別の禁止（特定施設 A 特定行事目的は，視聴覚障害や視聴覚障害者への理解，視聴覚障害者をお世話してくださっている方達への理解を深める目的）という基本原則にしたがい，視聴覚障害者への催しである「特定施設 A 特定行事」を開いているということだと考えられます。

実際に，特定施設 A は特定県から委託を受けて「こういうことをします」という書類を特定県にあげて，特定行事を開催しています。

そして，特定施設 A の本部，特定県社会福祉事業団は，特定県の 100% 出資により設立された社会福祉法人です。したがって，民間法人ではありませんが，公共性の高い法人。公企業であると考えられます。

公企業は，国または地方公共団体みずからが全額出資して直接に経営する収益的事業をいい，公共目的をもって設立され，その目的を実現するために存在するそうです。

特定県社会福祉事業団が行っている事業は，社会政策（（国及び地方公共団体の責務）六条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。）と関連する事業が含まれています。また，特定県社会福祉事業団の事業内容には，「障がい者等が自立した生活を営むこ

とができるよう、また、就労やスポーツ等を通じて社会参加が促進されるよう支援しています。」と、あります。（※資料として「特定県社会福祉事業団公式ホームページ：特定県社会福祉事業団ってどんなところ？」印刷物同封参照）特定施設A特定行事の実施主体は、「社会福祉法人特定県社会福祉事業団特定施設A」と、あります。（※資料として「特定年度特定回特定施設A特定行事開催要綱」コピーを同封〔3. 実施主体：社会福祉法人特定県社会福祉事業団特定施設A〕参照）

特定県が障害者基本法（国及び地方公共団体の責務）六条を遂行するために、昭和47年特定県の100%出資により設立された公企業で起こった問題について、「特定県は対応しません。」というお話しは、違うような思いがいたします。

特定県が、特定施設A特定行事で起こった「人権侵害（肖像権侵害・プライバシー侵害・個人情報やパーソナル情報公開）という差別」に対して関与しませんという判断は、不思議に思えてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）

二十一条

に、ありますように「特定施設Aの建物、設置主体は「特定県」です。

（※資料として「特定施設Aホームページ施設概要」印刷物を同封〔●施設の概要設置主体：特定県〕参照）

（公共施設のバリアフリー化）二十一条 文章中の

国及び地方公共団体（特定県）は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と、ありますように、特定県庁障害福祉課は、自ら設置する公共的施設（特定施設A）で（国及び地方公共団体の責務）をご尽力下さいましたのが、「特定施設A特定行事」と考えられます。

その会場で、特定法人Aによる障害者差別「（写真の説明文引用）：盲導犬利用者さんもたくさん参加されていまして」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真が載せられました。無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われまます。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。

特定法人A特定代表さんは特定年月日J特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。

（特定年月日 J 特定県庁障害福祉課特定職員 C さんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

写真をとり「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見ることが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしいはありません。」

特定施設 A は特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって、特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。

（※資料として「特定施設 A ホームページ施設概要」印刷物を同封 [●施設の概要 設置主体：特定県] 及び「同資料」左上 [運営／管理 社会福祉法人特定県社会福祉事業団] 参照)

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員 D さんから、特定法人 A 特定代表さんによる無断撮影および特定法人 A 企業ブログ掲載について「個人間のトラブル、もめごとなので、特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが

自ら設置する公共的施設（特定施設 A）について、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影、インターネット掲載が起こらない対策、起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条 4 項には「国，地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は，自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも、有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設 A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別，人権侵害，無断撮影，無断インターネット掲載の防止，起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は，みんなが使う建物や場所，乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく，「心のバリアフリー」

も大事だと思います。

設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について、特定県障害福祉課が対応しないという決定は、ひっかかりを感じます。

（国及び地方公共団体の責務）

#### 六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず、障害があってもなくても分けられることなく、健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは、地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと、

（国民理解）

#### 七条

特定県庁障害福祉課は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（みんなと一緒に暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われます。

国民である特定法人A特定代表さんをはじめ、他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは、障害者基本法に基づいていない気がいたします。

そして

（国民の責務）

#### 八条

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。

（施策の基本方針）

#### 十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、つくられ、行われなければなりません。

2 国と都道府縣市町村は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは、障害のある人や、家族、支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は、障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影、無承諾インターネット掲載防止、起こった時の対応）等のための施策を講ずるに当たっては、障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

ということだと考えることができます。もうこの件について、〇〇〇〇の話を受け付けないという宣告は疑心を抱いてなりません。

〇〇〇〇だけではなく、特定行事の会場および主催である特定施設A、その本部である特定県社会福祉事業団、私のパートナーの盲導犬の写真及びインターネット掲載の権利を持つ特定施設Bの意見を聴くことを大切にして頂く対応を、せつに願っております。

(相談等)

## 二十三条

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること（意思決定の支援）を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する（特定県障害福祉課）役所がお互いに協力するようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と、考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の話をきき、尊重し、障害者の便宜を図り、必要な施策を講じなければならぬし、実施する責任があると思われまます。

特定年月日N特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんがおっしゃられた「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡を合せてお互いに確認してください。」「障害福祉課として（答えを）出しています。」と、話されましたことも、障害者基本法に基づいてのご判断かどうかと疑問が膨らみます。

特定年月日O法務局特定支局特定支局長とのお電話で「特定県庁障害福祉課がここまで動かないのは、行政の指導のための法律が無いのではないか。私（特定支局長）も法律を調べているがわからないから、教えてください。」と話されました。私は、「障害者差別解消法」とお答えしたのですが、障害者差別解消法ではなく他の該当する法律を尋ねられました。

私は今回の件に関して、行政の指導の法律は、「やはり障害者差別解消法が該当するのではないのでしょうか」と特定支局長にお答えしたのですが、同日から調べ続けました。

特定支局長にお答えする機会に恵まれなかったのですが、努力して調べた結

果、障害者差別解消法は「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもの」であることがわかりました。

特定年月日 A 法務局特定支局に、私と母とパートナーの盲導犬とでお伺いし、人権侵犯事件として取り上げていただけるようお願いしました当日、私がお話しした不安材料にも、障害者差別解消法には触れられていて、

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針》

(内容は省略する。)

障害者差別解消法には、法の対象範囲として、障害者「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、支援の必要性があることに留意する」とあります。

女性障害者の方が女性ゆえに難儀で苦境な状況に立たされるケースがあること、そのことを頭に置き、障害者である女性に対して、支援対応の必要性、気配りを要することも含まれています。

女性は障害が有る無しにかかわらず、弱い立場に置かれがちであるという、あってはならない社会背景が存在する現状を念頭に考慮され、障害者差別解消法には障害者女性に対する配慮項目もしっかりと入っています。

障害者基本法は、障害のある人に関係する一番大切な法律です。

障害者基本法をつくることを決めた障がい者制度改革推進本部は、内閣総理大臣をトップにすべての大臣をメンバーとして内閣でつくられました。

障がい者制度改革推進本部が障害者基本法をつくることを決めた目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくすることです。

国連の障害者の権利条約とは、障害のある人の権利を守るという国の約束です。障害者の権利条約は、「私たち（障害者）に関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」という考え方に基づいて、日本人を含む、世界の多くの障害のある人が参加して平成 21 年（2009 年）12 月つくられました。

特定県庁障害福祉課が対応しないのは、「国連の障害者の権利条約、障害のある人の権利を守るという国の約束」とも別用と思われれます。

国は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分け隔てられず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるようにご尽力くださっています。

国は、「日本の障害のある人が暮らしやすくする」ため「障害者基本法」を制定しました。特定県障害福祉課は、日本の障害のある人が暮らしやすくする責任を担っていると考えられます。

特定県障害福祉課が対応しないという決定は、障害者基本法や障害者差別解消法に基づいていないように思えてなりません。

特定県障害福祉課に誠実に向き合ってくださいたいです。親切な対応を求めます。

特定県庁障害福祉課だけではなく、特定法人A特定代表さんに関しましても、〇〇〇〇に対してだけではなく、行政機関である特定県庁障害福祉課に対しても、返答（「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」）と真逆のこと（翌日からブログの全削除を継続）を、なさる方なので、国の機関である法務局特定支局に対しても、真実ではない回答をしている可能性があると考えられます。

特定法人A特定代表さんは、返答と違う行動をするのにあたり特定県庁障害福祉課に、理由を告げることなく全削除を遂行しました。

私が、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいことを話したら、

特定法人A特定代表さんからの返答は、「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」という、納得しがたい理由でした。状況と照らし合わせると、妥当な行動とは思えませんでした。

私の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、お伝えしましたのに、私達に考えることさえさせてもらえませんでした。肖像がどのように利用されるかは、被写体にされた私とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意思に委ねられるべき権利を有しているのではないのでしょうか。

そして、特定年月日K特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されたのに、次の日（特定年月日L）から〇〇〇〇の意向とは真逆の全削除対応をとりながら、特定施設Aへ押しかけ、〇〇〇〇の意向と真逆のことをしていることを伏せたまま「〇〇さんに謝罪したいので、連絡先を教えてほしい。」と、特定施設Aの職員を困らせました。

今回の人権侵犯事件の事件現場となった、特定施設Aは貸館事業をしています。（※資料として「特定施設Aホームページ「貸館（会場提供）」」同封）私は、特定法人Aに無断撮影と企業ブログにインターネット掲載をされる前は、特定施設A特定行事が行われた多目的ホールを、〇〇〇〇個人で普段からおかりして、パートナーの盲導犬とともに特定活動を開いておりました。

ですが、特定年月日F特定施設A特定行事に参加以降、特定施設A多目的ホールで特定活動を開くことができおりません。

新型コロナウイルスも理由の一つですが、新型コロナウイルスが大変になる前に特定活動を開催できなくなったのは、それは、特定年月日K特定法人A特定



代表さんが、特定施設Aに来られ、〇〇〇〇の個人情報を特定施設A職員に求め、困らせ始めたからです。

(●理由2-4 ●理由3に記載)

特定施設A多目的ホールで特定活動以外にも、福祉機器の相談、生活相談、視覚障害の日常生活訓練を受けること、特定県特定市Aへ通院時の盲導犬トイレ場所を他の理解が得られる場所にしないとならないなど(私は、特定県特定市Bに住んでいます。)特定施設Aを通常利用できなくなることによって生活が制限されました。

特定法人A特定代表さんによる無断撮影や企業ブログ公表より、私生活上の平穩の利益まで侵害を受けました。

さらに、特定法人A特定代表さんは特定県庁障害福祉課に向けて、「〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたい。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ(家)にも行ってもかまわない。」と、話されています。

特定法人A特定代表さんが、〇〇〇〇の個人情報を求めて特定施設Aへ押しかけ、特定施設Aの職員を困らせて以後、恐怖で特定施設Aへ行くことができず、生活が制限されていますのに、今度は家まで来ると話されたのです。

特定県内に盲導犬は〇頭います。私の住んでいる特定県特定市Bにいる盲導犬は、その内の2頭です。

私は〇性ですが、もう一人の特定県特定市B在住の盲導犬ユーザーは〇性の方です。

特定県特定市Bの〇性盲導犬ユーザーは私しかいません。

特定法人A特定代表さんは、補助犬育成企業の代表です。

特定県内に補助犬育成企業は、特定法人Aしかありません。

私の家を特定するのは、難しいことではないと考えられます。

特定法人A特定代表さんが家に来られても、私はインターホンのモニターも見えません。

道を歩いていても、パートナーの盲導犬に「まっすぐ行きなさい」とコマンド(命令語)を出せば、パートナーの盲導犬は、たとえ進行方向に特定法人A特定代表さんがいらしてもまっすぐ向かっていきます。

盲導犬は、盲導犬ユーザーに忠実です。国が認めている盲導犬です。

パートナーの盲導犬が「目の前に特定代表さんがいるよ。」などと教えてくれません。

特定法人A特定代表さんが、もし逆恨みなど良くない感情を持たれていたとしたら、重度の視覚障害がある私は一体どうやって身を守ればいいのでしょうか。

重度の視覚障害がある人間は、自分を傷つけて悲しい思いをさせた人間を避けたい希望を認められることなく、私生活の平穩の利益侵害におびえながら暮ら

すしかないのでしょうか。

私は特定法人A特定代表さんに、撮影禁止場所でパートナーの盲導犬とともに特定活動している様子を被写体の中心とした無断写真撮影、インターネット掲載をされたことによって、傷ついています。「人権侵害」「肖像権の侵害」「プライバシーの侵害」が起こり、心が損なわれました。

しかし、悲しいのは、それだけではありません。

盲導犬の写真撮影、インターネット掲載の権利は、特定施設Bにあります。無断撮影、企業ブログの活動報告に掲載は、理由2-2に記載しましたように私個人の問題ではありません。

特定法人A特定代表さんの行動により、私は「特定施設B「誓約違反」」にされてしまいました。名折れなことです。

今回の特定年月日F特定施設A特定行事も事前に連絡を入れ承諾を得て誓約を守っている中で起こったことが考慮され、罰則は与えられていませんが、誓約違反という汚名を背負い、精神的につらい立場にいます。

誓約違反になると「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、特定施設Bの指示があれば盲導犬を返還します。(1)前記の条件や規定に違反し、特定施設Bの指等に応じなかった場合。〕に、ありますように、パートナーの盲導犬とのチームを解消し、盲導犬と別れることになるのです。

パートナーの盲導犬と、引き裂かれてしまうのです。

障害のある人間を、献身的に助け、心も身体も支えて、命をお互いに預けながら心をつないで暮らす関係。信頼で結ばれているパートナーの盲導犬と別れることは、私にとって耐えがたいことです。

おそらく「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」など関係なく、どの種類の補助犬ユーザーであっても補助犬ユーザーであるならば、皆さん同じお気持ちになられるのではないのでしょうか。

特定施設Bと盲導犬ユーザーが結んでいる「盲導犬使用に関する誓約書」の法律は、道路交通法と、今では身体障害者補助犬法だそうです。

特定法人Aは補助犬育成事業者であり、その特定代表さんは、上記法律に関して、私以上に熟知していらっしゃる社会的地位のかたです。

盲導犬ユーザーである私が守れていないことになると責任を問われることも、世間一般の方より理解していらっしゃるかと不自然なお立場です。

特定法人A特定代表さんなら、私に「写真撮影」「特定法人A企業ブログ掲載」を求めれば、上記理由により〇〇〇〇は盲導犬ユーザーとして「撮影を望んでいない意思表示」をすることや「撮影を明確に拒絶する」ことも、補助犬育成企業代表者でありますので予想できると考えることができます。

今回の開示決定では、特定法人A特定代表さん、特定県庁障害福祉課特定職員Cさん、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにもどなたから聴き取り

調査が入ったのかどうかも、回答された方がどのように話されたかもわかりません。

開示を強く求めます。

私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人Aの企業ブログの記事「特定施設A特定行事に参加しました。（※資料として、ブログのコピーを同封）」の記事には、特定法人A介助犬特定名称Aと介助犬特定名称Bは、特定施設Bが里であると記載されています。

もともとは、特定施設Bの犬であったことが記載されています。

特定施設Bでは、（※資料として、「特定施設Bってどんなところ？」の[盲導犬への道]参照同封）

盲導犬候補の犬として繁殖犬ボランティアさんのご自宅で生まれた子犬達は、生後2か月から繁殖犬ボランティアさんの家からパピーウォーカーボランティアさんの家へ引越しをして預けられます。

1歳になると特定施設Bへ入所し、盲導犬になるための訓練が始まるのですが、その途中で盲導犬よりも介助犬に向いていると判断された犬は、介助犬育成企業に移動します。

盲導犬候補犬から介助犬候補の犬として、進路変更をするんです。

特定法人Aの介助犬特定名称Aと介助犬特定名称Bは、特定施設Bが里ということは、繁殖犬ボランティアさんやパピーウォーカーボランティアさんは、特定施設Bのボランティアさんと思われる。

盲導犬候補の犬は、特定施設Bの職員や関係者、繁殖犬ボランティアさんやパピーウォーカーボランティアさん、それ以外のボランティアさん、ご近所の方々など、特定施設B関係者以外の方達にも、これまでたくさんの人達から愛情を注がれて育ててきている犬達です。（※資料として「特定施設B公式ホームページ」印刷物同封[2ボランティアのお願い]参照）

特定名称Aと特定名称Bが、盲導犬候補犬から介助犬候補の犬として進路変更があり、特定施設Bから特定法人Aへ移動しても、その特定名称Aと特定名称Bへ向けての関係者の愛情は、何一つ変わらないと思います。

もしかしたら、特定名称Aと特定名称Bに関心のある、特定施設Bのボランティアさんなど関係する方達が、移動先の特定法人A企業ブログをご覧になっている可能性があると考えられます。

特定法人A企業ブログの掲載のされ方は、「私とパートナーの盲導犬が被写体のメインになっている写真の掲載」及び「パートナーの盲導犬と特定名称Aはお父さんが同じであるという、特定代表さんであっても簡単に知ることができないマニアックな情報を入手し、写真の説明に付け加えている」ことからしても、数多くの誤解を招く掲載方法です。

本来、特定代表さんは「特定法人A企業ブログ：カテゴリ：特定法人A活動報告：特定施設A特定行事に参加しました」と、特定法人A活動報告記事を書く

にあたり、特定法人A関係者で無い〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞った写真撮影の必要は無く、私とパートナーの盲導犬の個人情報やパーソナル情報を載せる必要がありません。特定法人A活動報告の公表目的ならば、関係者でない私とパートナーの盲導犬の情報は、不要です。

介助犬聴導犬育成企業特定法人A企業ブログを開いている目的は、「盲導犬」ではないはずです。

私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」の記事の流れは、初めのテーマは聴導犬介助犬に向けてテーマがありますが、私とパートナーの盲導犬の写真上部の説明文「盲導犬使用者さんもたくさん参加されていまして」から下の部分は全て「盲導犬」「盲導犬ユーザー」「特定施設B」がテーマに置き換わっています。

特定代表さんが特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」を使って、第三者に訴えたい内容が変わってきています。

特定法人Aも、私とパートナーの盲導犬が無断撮影された場所で開催された「特定施設A特定行事のステージに出ています。午前の部（聴覚関係）介助犬・聴導犬デモンストレーションの内容で、参加されています。（※資料として「《特定行事プログラム》コピーを同封[★午前の部（聴覚関係）②一般社団法人特定法人A（介助・聴導犬デモ）・介助犬・聴導犬デモンストレーション]参照」）

（※資料として「（概要）特定回特定行事特定月日時」コピーを同封[場所：特定階多目的ホール 聴覚 団体：②一般社団法人特定法人A（介助・聴導犬デモ） 場所：特定階廊下（東側）聴導犬・介助犬コーナー 団体：一般社団法人特定法人A その他：チャリティーグッズ販売，パネル展示]参照）

特定法人A企業ブログ：カテゴリ：特定法人A活動報告に、本来掲載されるべきその「特定行事介助犬・聴導犬デモンストレーション」内容は掲載せず、企業ブログテーマが「特定行事参加者の盲導犬使用者と盲導犬の写真」「盲導犬」「盲導犬ユーザー」「特定施設B」と、置き換わっていることを総合考慮すれば、第三者に訴えたい内容が、介助犬聴導犬育成企業ブログを開いている本来の目的（特定法人A活動報告・介助犬認定試験合格報告・寄付のお礼・賛助会員募集（個人会員及び法人，団体会員）・法人会員加盟報告・法人賛助会員加入報告・法人賛助会員へのお礼・スポンサー契約報告・募金箱設置協力店のご紹介他）と違っていることは明らかです。

企業ブログ：特定法人A活動報告には不必要な私とパートナーの盲導犬に焦点をあてた写真掲載や私とパートナーの盲導犬の個人情報やパーソナル情報の文脈を公開することによって、

特定施設Bに関係する方達に、私が写真撮影も許可し、パートナーの盲導犬と特定名称Aの父親が同じであるという、知る人ぞ知る範囲のポピュラーでない個人情報も特定代表さんに提供して、特定法人A企業ブログに掲載もまるで承

諾しているかのように誤解されるような、企業ブログの流れになっています。特定施設Bに関係する方達に、私が自発的に誓約を破っていると思われるかもしれません。私にとって「不名誉」です。

特定施設Bでは、盲導犬を貸与された盲導犬ユーザーとその盲導犬は、特定施設B盲導犬情報機関紙「特定紙名」の卒業アルバムに、写真を掲載されます。私とパートナーの盲導犬も「特定県 盲導犬名」の説明表記とともに、写真を掲載されています。

特定施設B盲導犬情報機関紙「特定紙名」は、特定施設Bの関係者すべてに配布されると、盲導犬訓練士に教わりました。

特定法人Aの無断撮影の写真をみれば、特定施設B盲導犬情報機関紙「特定紙名」の卒業アルバム「特定県（居住している県名）盲導犬名」の表記もありますし、私のことを分かっているかもしれません。

その理由は、盲導犬ユーザーは「男性」も「女性」もいます。

犬種も「ラブラドルレトリバー」「ゴールデンレトリバー」「F1（エフワン）、F2（エフツー）※ラブラドルレトリバー×ゴールデンレトリバー混合種、交配の方法で数字が変わります。」

色も「ホワイト」「ブラック」「ブラウン」「チョコレート」「イエロー」「マーブル」様々です。

パートナーの盲導犬は、○○○○個人だけのパートナーであり、他の人と共同で盲導犬を使用しているではありません。写真を見れば盲導犬の身体的特徴から犬がわかり、その盲導犬ユーザーも特定することも可能と思われます。

盲導犬も盲導犬ユーザーも、全体的に数が少ないです。全国に盲導犬は909頭（2020年3月31日調べ）うち特定施設Bは、現役盲導犬○頭、ユーザーはタンデム（※1頭の盲導犬を2人の人間で使用する方式）○組で○名です。

特定施設Bの盲導犬をパートナーとする特定県内の盲導犬ユーザーは、たった○桁です。探しやすい状況と考えられます。

特定施設Bに関係する方達に、私が自発的に誓約を破っていると誤解されているかもしれません。不安でなりません。

私は、特定施設Bの共同訓練中に、盲導犬訓練士からこう教わりました。

「盲導犬は、どんなに盲導犬訓練所、自分たち訓練士が頑張っても育たない。ボランティアさんの協力が無かったら盲導犬は育たないんです。」「ボランティアさんの力（ちから）は、偉大なんです。」と、教わりました。（※資料として「特定施設B公式ホームページ、2ボランティアのお願い[■子犬を産んでくれる親犬、産まれてきた子犬達。そして、盲導犬にならなかった犬達、盲導犬を全うした犬達。盲導犬の育成にとって欠かせない存在がボランティアの皆様です。]同封）

特定施設Bの職員さんは、事情をご存じです。

しかしそうでない方達は、特定法人Aの企業ブログで公表された情報を知り、どのようにお感じになられるのかと思うと、胸が締め付けられるような思いになります。

盲導犬に惜しみなく愛情をかけてくださっている人達を、誤解とはいえ悲しませているかもしれない、怒らせているかもしれないと思うと、たまらない気持ちでいっぱいです。

特定法人Aの企業ブログで公開された情報を見て、総合的な内容で「〇〇〇〇が、故意に誓約違反している」という誤解が噴出したとしても、誤解された方達に弁明や証明をしていくことは困難を極めます。たとえ事実無根な情報であったとしても、虚偽の事実を信じてしまっている方達には、届かない可能性が高いものです。

〇〇〇〇に対する「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシー侵害」「個人情報」や「パーソナル情報」の公開、評価を著しく低下させられただけではなく、他の方にも物理的、心理的影響があるのです。

こうしている今も寝息をたてながら、私のそばで寄り添い支えてくれているパートナーの盲導犬は、たくさんの方達の「愛情の塊（かたまり）」なんです。私は、盲導犬に惜しみない愛情をかけてくださっている方達には、感謝しかありません。

特定法人A特定代表さんには、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、お伝えしたにもかかわらず、「〇〇〇〇の意向を汲みます」と返答されながらブログ記事は全削除され、特定法人A特定代表さんから特定県庁障害福祉課を通じて全削除の理由「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と聞かされました。

公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する権利があるはずです。

外に出ることが恐怖で外出もほとんどできなかつた私が、パートナーの盲導犬の力を借りて再び外へ出ることができ、パートナーの盲導犬と二人六脚で道を歩けるようになりました。国道の交差点だって、ふたりで渡れるようになりました。

もう一度勇気を出すことができ再び特定活動に挑戦し、特定活動ができる喜びを再度感じるようになってきたことも、盲導犬の力（ちから）が多大です。

その様子を、撮影禁止場所で私達に焦点を絞り込んだ無断撮影や、特定法人A企業ブログに「営利目的」で掲載されてしまったのは、苦痛すぎます。

そして写真につけられている、私が特定法人A介助犬特定名称Aの里、特定施設Bの盲導犬ユーザーであるという個人情報、重度の視覚障害者○性であるという身体的特徴、特定施設Aをよく利用しているなどのパーソナル情報のアップロード、

加えて、私のパートナーの盲導犬が特定施設Bの盲導犬であること、並びに、特定法人A介助犬特定名称Aと父親が同じことなど、盲導犬の知る人は少ない風変わりな個人情報まで文章で載せることによって、閲覧者の関心の気持ちを膨張させ、

特定法人Aに向けて支援者の増員、ご寄付の増額、企業とのスポンサー契約増加など、公表する必要が無い私達の情報を吸引力として利用されては、耐えられません。

本来、介助犬聴導犬育成企業ブログの活動報告なら、私達の情報は公開する必要が無い情報です。

私の評価が下がる手法で利益追求をすることは、確実に反対致します。

特定施設B誓約違反と言う、汚名をきせられました。精神的にも苦痛を感じます。

私達の容貌や姿態を撮影したり、撮影した肖像写真をみだりに公開すること、個人情報並びにパーソナル情報の発信は、断固として拒絶いたします。

今回、特定法人A特定代表さんによって、撮影禁止場所で私達を被写体の焦点とした写真を無断撮影され、同法人企業ブログに私達の情報を吸引力として営利目的で掲載されて以来、心理的な負担から逃れられない生活を強いられています。インターネットに情報を公表されたということは、すなわち全世界に向けて情報発信されたことと同様の意味を持ちます。不安を覚えます。

インターネット上に掲載された私とパートナーの盲導犬の情報は、完全削除することが難しいことを知っています。そのことを踏まえて周りに対しての対応をとりながら、残りの人生を生きなくてはならないことを強いられたからです。

人は、つらい経験をした時には、心が下を向きます。

もう、「人権侵害」「肖像権の侵害」「プライバシーの侵害」「認めていない個人情報並びにパーソナル情報の発信」「特定施設Bの誓約違反」。

こんな経験を、二度とたくはありません。

人間の中は、もうこんな経験をしたくないと思いつつも

強い心を持ち、心を切り替えることができ、勇気を出せる人間ばかりではありません。

助けていただきたいです。

開示してください。

よろしくお願い致します。

追記①：特定年月日P法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員

Eさんに「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり、特定施設Aに質問をしたいのですが、私はどこまで特定施設Aに話してもいいですか？」と、ご質問させていただきました。

特定職員Eさんは、「法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることを話しても大丈夫です。」と、教えてくださいました。

ありがとうございます。

特定年月日Q特定施設A特定所長Aに、法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることとお話しして質問をさせていただいているとき、特定所長Aから「特定施設Aに、法務省からご質問が直接入れればお答えできますことと、必要資料をお送りすることができます。」と、いうお話がありました。

私が作成させていただく書類に、特定施設A特定所長Aのお考えを記載することも、特定年月日R特定所長Aご本人から許可を戴きました。

何卒、よろしくお願い致します。

追記②：特定年月日S、法務局特定支局からお電話が入り、今回の人権侵犯事件は「侵犯事実不明確」という結果になったことを、知らされました。特定支局長から「侵犯事実不明確という結果は、東京の法務省まで話が上って出た結果です。」と、ご説明を受けました。

同日、そのお電話をつないだまま、特定支局長が私に「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

続けて特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を、特定施設Bの特定所長Bに話すのですか？」と、話されました。

私は、「特定法人A企業ブログに、私とパートナーの盲導犬が無断撮影された写真が無断掲載されたことを知ってすぐに、特定施設Bに報告を入れています。それ以後も報告を入れています。現在この件の担当は、特定施設B特定所長Bが担当しています。これまで特定所長Bにずいぶんご心配をかけています。特定所長Bに報告します。」

と、お話ししたところ特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してくださいとお話ししています。それでも、特定所長Bさんに話すのですか。」と、強い口調で話されました。

私は、精神的に圧力がかかり、恐怖で声が出なくなりました。

特定支局長は、「法務局の電話代は税金です。お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、話されているのは聞こえている



のですが、強いストレスで声が出ませんでした。

私の様子がおかしいのを母が気づき、私から受話器をとり電話を替わってくれました。

その日は、特定支局長の「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、特定支局長に口止めされたことの悲しみと、精神的に圧力をかけられた恐怖とで泣きました。

次の日特定年月日B特定支局長とのお電話が恐怖で声が出ないまま終わってしまったので、このままではいけないと思いました。怖い気持ちは治まらない状態でしたが、法務局特定支局特定支局長にお電話を入れました。

特定支局長は、お電話に出られると早々に「特定施設B特定所長Bに報告をしたのですか？」とばかり訊ねてきました。

私は、しばらくそのことには回答せず、他のご質問などをしていたのですが、回答しないでいると特定支局長が話題を変えられ「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も問訊ねられました。

それで私は、「特定施設Bは、私のパートナーの盲導犬の会社です。とても心配をかけています。特定所長Bさんに報告します。」と、話しました。

特定支局長から「どうしてもお分かりいただけないようですね。」と話され再び怖かったです。

その日以後も、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください」と言う特定支局長のお話が私の中でずっと辛くて、気持ちが重い日が続いていました。

特定年月日T法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんに、特定年月日S「侵犯事実不明確」の結果をきかされた日、法務局特定支局特定支局長に「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

と、口止めされ脅されて声が出なくなったこと。

恐怖で声が出なくなったら「お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、告げられたこと。

次の日特定年月日B特定支局長にお電話がつながったら「特定施設B特定所長Bに話したかどうか」をいきなり聞かれたこととお話ししました。

法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんが、「話してもいい」とお話し

ださって、私達は楽になりました。

ただ、この件も私に与えた影響は大きく、追記①に書きましたように、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり特定施設Aへ質問をしなければならなかったのですが、恐怖がよみがえってきて、被害者が加害者にならない範囲とは、一体どこまで特定施設Aに話すことなのかが判らなくなり、怖くなりました。

特定年月日Q法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Eさんに「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり、特定施設Aに質問をしたいのですが、私はどこまで特定施設Aに話してもいいですか？」と、ご質問させていただきました。

ご質問に答えて頂けて、安心して特定施設Aに質問をすることができました。法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Eさんに感謝いたします。

追記③：特定年月日T法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんにお電話させて頂きましたとき、お話しさせて頂いているのですが、特定年月日A法務局特定支局に、私と母とパートナーの盲導犬と出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願い致しました。

特定支局長、法務局特定職員Fさん、人権擁護委員特定個人Cさんに、長時間お時間をとって頂きました。ありがとうございます。

その日のご相談時間中にあったことなのですが、まだ私のご相談が終わっていないのに、人権擁護委員特定個人Cさんは途中で席を立たれ、印刷物と複数の冊子を持って戻ってこられました。（母から特定個人Cさんの行動の説明を受けました）

座席に戻られた人権擁護委員特定個人Cさんのお話が、ご相談が終わる前から始まりました。

「啓発活動をしていて、お渡ししています。」と

「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：第〇回特定県小学生人権メッセージコンテスト作品集 作成元：特定地方法務局：特定県人権擁護委員連合会」を1冊。（資料として「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：〇回特定県小学生人権メッセージコンテスト作品集 作成元：特定地方法務局：特定県人権擁護委員連合会」コピーを同封）

「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：第〇回特定県小学生人権メッセージコンテスト作品集」に掲載されている人権作文「知ってください、聴導犬のこと」を抜粋したコピー。（資料として「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：第〇回特定県小学生人権メッセージコンテスト作品集」に掲載されている人権作文「知ってください、聴導犬のこと」）コピーを

同封)

「令和元年度版人権の擁護みんなで築こう人権の世紀 作成元：法務省人権擁護局」を2冊（※資料として「令和元年度版人権の擁護みんなで築こう人権の世紀 作成元：法務省人権擁護局」表紙のコピー同封）を、受け取りました。そして人権作文「知ってください、聴導犬のこと」を書かれた、私と同じ特定

県特定市B在住の中学生についてご紹介が始まりました。聴導犬や特定法人Aの聴導犬ユーザーである祖母のことを書いている人権作文で、読んで頂きたいと話されました。

人権擁護委員特定個人Cさんは、私をご相談させて頂きました特定年月日Aよりも前に人権のお仕事（イベント）の時に、その中学生の祖母が聴導犬ユーザーとして招かれたそうで、聴導犬ユーザーさんとパートナーの聴導犬にお会いされたことがあるそうです。

「知ってください、聴導犬のこと」に登場する聴導犬の会社は、特定法人Aであること。その中学生の祖母が、特定法人Aの聴導犬ユーザーであることは、既にご存じでした。ご存じのうえでお話しされたそうです。

私も母も、その特定法人Aの聴導犬ユーザーさんと特定法人Aの聴導犬とは、全く面識が無いことをお伝えしましたが、その後もお話が続きました。

特定法人A特定代表さんによって、つらい経験をしているのでご相談に伺い、人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いしたやさき、私達と全く接点のない、特定法人Aの聴導犬ユーザーさんやお孫さんがどのような方か存じませんが、その方達の人権作文を読むよう手渡されるのは、負担でした。

特定法人Aの聴導犬がみせた立派なお仕事の様子や、好印象を持たれているらしい特定法人Aの聴導犬ユーザーさんのことをお話しされるのは、複雑な思いでした。

特定法人Aの聴導犬ユーザーさんや特定法人Aの聴導犬が私に何かしたわけではないけれど、「特定法人A」に係ることは、受け付け難い状況でした。

特定年月日A法務局特定支局にご相談に伺った背景をご考慮の上、啓発活動の内容をご考慮頂きたかったです。

よろしくお願い致します。

## 別紙2 意見書

私は、「特定年月日Aを開始日とする、〇〇〇〇に係る人権侵犯事件の記録一式」の開示請求をさせて頂きました。

開示請求をさせて頂きました一番強い理由は、相手方である特定法人A特定代表さんが法務局特定支局の聞き取り調査に対して、事実でないことを返答している可能性があり、事実でないことが真実の出来事として法務省に保管されることを望まない為です。

次の理由として、特定年月日S、法務局特定支局から、特定法人A特定代表さんが〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞って撮影した写真を同法人企業ブログに説明文付きで掲載した人権侵害に対して、法務省までお話が上がり「侵犯事実不明確」という結果を下したと聞かされました。

特定年月日A、法務局特定支局でご相談後人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いした時、法務局特定支局特定支局長から「特定法人Aに聞き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明が有りました。

法務省が「侵犯事実不明確」という結果を出すに当たり、法務局特定支局が各関係機関にふさわしい聞き取り調査を行なって下さったかどうかということと、法務局特定支局がこの企業が関係機関だと勘違いをした各関係機関ではなく、本当の各関係機関に適切に聞き取り調査が行われているのかどうか知りたい為です。

本当の各関係機関にふさわしい聞き取り調査が実行され、聞き取り調査に協力して頂いた方達が述べて下さった内容が、全て真実であるかどうか。真実が法務省に保存されているかどうかを確認するためと、そしてその過程を経て法務省が「侵犯事実不明確」を下されたと確認するためです。

相手方である、特定法人A特定代表さんは、私に対してだけではなく、当時ご尽力下さっていた行政機関「特定県庁障害福祉課」に対しても虚偽の返答をしました。日本国の機関である「法務局特定支局」に対しても事実でないことを真実の出来事として聞き取り調査で答えている可能性があると考えています。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。

虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にも侵害行為と思われれます。

何卒、よろしくお願い致します。

特定法人A特定代表さんによって、〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞って撮影した写真を同法人企業ブログに説明文付きで掲載したという人権侵害「人権侵犯事件」は、特定年月日F特定施設A特定行事で起こりました。

当日（特定年月日F）付けで特定法人A企業ブログに掲載されました。

そのことを私が知り、行動を起こしたのは特定年月日Uからです。

特定年月日U

●特定施設A特定職員Bさんに電話を入れました。

特定年月日F特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、特定法人Aのブログに掲載されていることをお伝えしました。

特定施設A側から、撮影やブログ掲載の許可は出していないことを確認しました。

特定施設A特定職員Bさんに、お電話をつないだまま、特定年月日F特定施設A特定行事の特定法人Aのブログ記事を見ていただき、私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されていることを、特定施設A特定職員Bさんに、ご確認頂きました。

特定年月日V特定時刻B

●特定施設A特定職員Bさんからお電話が入りました。

特定年月日V特定法人Aの特定代表さんに、特定職員Bさんが電話を入れてくださり、返事が得られましたとのこと。

特定代表さんは、「特定施設A特定行事のブログは自分が書いたもので、覚えています。」と、特定職員Bさんにお話しされたとのこと。

特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取られ、「是非どうぞ。」とのことで、ブログに載せたとのこと。

特定代表さんは、私達は、「横顔だしボケているのでいいかと思い、許可を取らずにブログに載せた。」とのこと。

特定代表さんから、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と、特定職員Bさんにお話しされたとのこと。

特定職員Bさんは、「〇〇さんにきいて、返事をします。」と答え、私に電話を入れてくださっているとのこと。

私から特定職員Bさんに、「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しい理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいること。

その店員さんは、特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人Aのブログは、その店員さんのように、補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっている方々、さらには、スポンサー企業やご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。

店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬について正しいご理解を示して下さっている方も実在し、ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」と、特定職員Bさんにお話ししました。

それで、私から特定職員Bさんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Bさんをお願いしました。

特定年月日I

特定施設B特定所長Bに電話を入れました。

全て無断で、特定法人Aのブログに載せられていることを報告しました。

特定施設Aの特定職員Bさんが、特定法人A特定代表さんに確認くださったことも、報告しました。

私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいることと、その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることも、報告しました。

特定所長Bにも、安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念していることとお話ししました。

私からは、特定施設A特定職員Bさんを通して、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださるようお話ししていることも、特定所長Bに報告しました。

特定所長Bからも、特定法人A特定代表さんに連絡してくださることになりました。（特定年月日Iの電話後、特定所長Bが、特定法人A特定代表さんに電話を入れてくださったことを、特定年月日K午前、電話で確認しました。）

●特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定施設A特定職員Bさんにお話しさせていただいている、特定年月日F特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、特定法人Aのブログに、無許可で掲載されていることをご存じかどうか、確認しました。

特定施設A特定所長Aにも、私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれとても親切にして下さる店員さんがいらっしゃり、その店員さんは特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることも、報告しました。

特定施設A特定所長Aにも、「安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています」ことを、お話ししました。

このお電話のあと、特定県庁障害福祉課に連絡を入れることを、特定施設A特定所長Aにお話ししました。

●特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、電話を入れました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、特定年月日F特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全

て無断で特定法人Aのブログに載せられていることとお話ししました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、お電話をつないだまま、特定年月日F特定施設A特定行事の特定法人Aのブログを見ていただき、私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されていることを、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにも、ご確認頂けました。

特定施設Aの特定職員Bさんが、特定年月日V特定法人A特定代表さんに、直接お電話を入れてくださり、特定代表さんにご確認くださったことも、お話ししました。

特定法人A特定代表さんは、「特定施設A特定行事のブログは、自分が書いたので覚えています。」と、特定職員Bさんに話されたとのこと。

特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取っており、「是非どうぞ。」とのことで、ブログに載せたとのこと。

特定代表さんは、私達は、「横顔だしボケているのでいいか」と思い、許可を取らずにブログに載せたとのこと。

特定代表さんから、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と、特定職員Bさんにお話しされたとのこと。

特定職員Bさんは、「〇〇さんにきいて、返事をします。」と答え、私に電話を入れてくださったこと。

私から特定職員Cさんに、「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいらっしゃることに。

その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人Aのブログは、その店員さんのように、補助犬に対しての深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、ご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。

店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬に正しいご理解を示して下さっている方も実在し、ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」ことを、特定職員Cさんにお話ししました。

特定職員Cさんに、特定施設A特定職員Bさんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Bさんをお願いしていることとお話ししました。

特定年月日I、特定職員Cさんにお電話を入れる前に、特定施設A特定所長Aにお電話を入れ、お話を直接していますことを、特定職員Cさんにお話ししま

した。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、特定法人Aにご連絡を入れてくださる運びになったので、特定施設A特定職員Bさんにお話しさせていただきましたことと同じ内容、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Cさんにもお願いをしました。

特定年月日J午後

●特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、特定法人Aの特定代表さんに電話を入れてくださりました。（特定年月日K午前、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから頂いたお電話で確認する。）

特定年月日L

●特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることを確認しました。

特定年月日W

●特定時刻C 家の固定電話が鳴りましたが他の家族は不在で、私は固定電話の近くにいないため移動していました。固定電話の着信に気がついてから電話のコール回数を数えながら移動を続けていましたところ、コール回数が多すぎること気が付きました。不審に思い、電話に出なかったところ、電話は切れました。固定電話の着信に気がついてからコール回数を数えただけでも、40回は越えて電話は切れました。

●特定時刻D また、家の固定電話が鳴りましたが、他の家族は不在のままでした。固定電話のコール回数を数えましたが、多すぎるので怖く感じ、電話出なかったら、切れました。その後、家族が帰宅し、固定電話にコール回数が40回以上の電話が2回かかってきて怖かったことを伝えると、固定電話の着信履歴を見てくれました。特定時刻C、特定時刻Dの両方とも「特定県庁障害福祉課」からの着信でした。

特定年月日K特定時刻A

●特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから、電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから、「昨日電話しましたが、出なかったので、今日もかけました。」と、話されました。昨日の特定時刻C、特定時刻Dの固定電話にあった特定県庁障害福祉課からの着信は、特定職員Cさんからでした。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから、特定年月日J午後、特定法人A特定代表さんに、お電話を入れてくださったとききました。

特定法人A特定代表さんは、「特定法人Aのブログに〇〇さんを載せたのは、「みんなに知ってほしかった。」から」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話しされたそうです。



特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。

特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに話されたとききました。

私自身が違和感を覚え、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていることとお話しし、お電話をつないだまま特定職員Cさんに、特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることを、特定職員Cさんに目視でご確認頂きました。特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、今現在、特定施設A特定行事の記事が全て消えていることを、特定県庁障害福祉課の他の職員さんにも、目視でご確認いただきたいこととお話ししました。

さらに、私は目視が難しいため、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「今後特定法人Aのブログの、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が、どのような運びになるのかを、定期的にご確認いただきたいです。」と、お願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、ブログが消えていることを、特定法人Aにたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、今後特定法人Aに連絡を入れることを待っていただくようお願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが、特定施設A特定職員Bさんに直接確認のお電話を入れてくださり、「特定法人A特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取ってある」と、話された内容は、特定代表さんと特定会の責任者が、知り合いときいたため、許可をとられたと勘違いがあり、実際には、特定会の参加グループにも、責任者の方に許可をとっていませんでした。」とのこと。

特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「特定会の責任者の方とは、今日までも連絡は全く取っていない。」と、特定職員Cさんに話されたそう。

●特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定年月日I特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aのブログに載せられていますことを、お話しさせていただきましたことを、報告しました。

特定施設A特定所長Aに、特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日

F 特定施設 A 特定行事の記事が、全て消えていることとお話しし、特定所長 A に、「何かブログ記事が全て消えている理由をご存じないでしょうか。」と、お尋ねしましたが、何もご存じないとのことでした。

特定施設 A 特定職員 B さんは、「今（電話をしている現在）は、出張にて不在で、すぐに確認が取れないが、特定職員 B さんから特定所長 A に報告がないこともあり、ブログが全て消えている理由はわからない。」そうです。

●特定施設 B 特定所長 B に電話を入れました。

特定年月日 I 特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設 A 特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人 A のブログに載せられていることとお話ししましたことを、報告しました。

特定年月日 L 特定法人 A のブログから、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事が、全て消えていることとお話ししました。

特定所長 B は、特定年月日 I の電話後、特定法人 A 特定代表さんに、お電話を入れてくださったことを確認しました。

特定所長 B は、「〇〇さんとパートナーの盲導犬に対して、とても親切にしてお下さる店員さんがおられ、その店員さんは、特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることを、お話しくださり、「〇〇さん自身がショックを受けている」ことを、お話しくださったそうです。

特定所長 B は、特定法人 A 特定代表さんに、「特定法人 A のブログに関しては、〇〇さんが特定施設 A に相談しているので、そちらから連絡が入るだろう。」と、話してくださったそうです。

特定所長 B は、「特定法人 A のブログから、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事が全て消えていることに関しては、何もわからない。」そうです。

特定年月日 K 午後

●特定施設 A 特定所長 A から電話が入りました。

特定施設 A 特定所長 A と私が電話中のときは、特定職員 B さんは出張で施設に不在だったが、午後になり、特定職員 B さんが出張から施設に戻られ、

特定年月日 K 午前中、特定職員 B さんが出張のため特定施設 A を出発される前に、特定法人 A 特定代表さんが特定職員 B さんを訪ねてこられ、「〇〇さんに謝罪したいため、〇〇さんの連絡先を教えてください。」と話されて、

特定職員 B さんは、「〇〇さんに確認しないと教えられない。」ことを、特定代表さんにお伝えされ、出張に出られたそうです。

出張から戻られた特定職員 B さんから、特定所長 A に報告が入り、〇〇さんにお電話を入れています。とのことでした。

私から、特定施設 A 特定所長 A に、

「特定施設 A 特定職員 B さんと、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんを通じて、

私の意向、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設 A 特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人 A 特定代表さんにお伝えいただいています。

特定年月日 J 特定県庁障害福祉課特定職員 C さんには、特定法人 A 特定代表さんご自身が、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、お話しされたとおききしています。

それなのに、翌日、特定年月日 L には、私の意向とは真逆の対応、特定法人 A のブログから、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事の記事に対し、全削除の対応がなされています。

お伝えさせて頂いている私方の意向と、真逆の対応をされている特定法人 A 特定代表さんからの、謝罪の申し入れが出ていること自体が、理解しがたいお話であり、私の連絡先をお教えすることはできません。」と、特定所長 A にお話ししました。

続けて特定所長 A に、「特定法人 A 特定代表さんは、特定年月日 F 特定施設 A 特定行事のブログの返事が、特定施設 A から入ると思われているがゆえ、特定職員 B さんを訪ね、私の連絡先をきかれたのだと思います。特定代表さんが、返事は特定施設 A から入ると思われている以上、今後も私に関しての内容で、特定代表さんが再び、特定施設 A に近づく可能性があります。

それで、私からの返答は、特定施設 A を通じては出ないことを、特定法人 A 特定代表さんにお伝えください。

そうすれば、特定代表さんが私に関する内容で、再度、特定施設 A に近づくことは避けられると思います。

私にとって特定施設 A は、途中で視覚障害を負った私を助けてくださっています大切な施設であり、お世話になり続けています先生方が、沢山いらっしゃいます。

施設の先生方に、これ以上、必要でない仕事を増やしたくはありません。

それで、特定所長 A から特定法人 A 特定代表さんに「私からの返答は、特定施設 A を通じては出ない。」ことだけを、お伝えください。」と、お願いしました。

特定年月日 M 午後

●特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、電話を入れました。

私は特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに「特定年月日 K 午前のお電話の時に、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんが、ブログが消えていることを、特定法人 A にたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに、今後特定法人 A に連絡を入れることを待っていただくようお願いしました。

その後、私もブログが消えている理由を調べてみたのですがわかりませんでし

た。特定年月日Kから1か月経過しましたのでお電話を入れました。待ってくださって、ありがとうございます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに話しました。

特定県庁障害福祉課特定職員Cさんも、特定年月日K以後、特定法人A特定代表さんに連絡をとっていないことを、お話しくださり、特定法人A特定代表さんとお話しされたのは、特定年月日J午後の一度だけだとお話しくださいました。

私から特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「特定年月日Lから、特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応がなされていますことを特定年月日K午前のお電話でお話しし、お電話をつないだまま特定職員Cさんに、特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が、全て消えていますことを、特定職員Cさんご自身に、目視でご確認頂けました。

それ以後も今日まで、特定法人Aのブログの確認を続けましたところ、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応が続いています。

1か月以上にわたる全削除が継続しておりますので、これは「一時的な記事の取り下げではなく、全削除の対応となっている。」と、確信が持てました。

特定年月日Kの特定県庁障害福祉課特定職員Cさんからのお電話で、特定年月日J午後、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。その返答として、特定法人Aの特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話されたとききました。

特定法人A特定代表さんは、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいです。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話ししました。

続けて、「私から特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお願ひがあります。私は重度の視覚障害があります。見えている人達のように、電話の内容をメモに取りながら話したり、メモを確認したりしながら電話をすることは難しいです。このような大事な電話は、スピーカー機能を使い家族にも電話がきこえるようにして、家族がそばにつき、メモをとってくれています。

今日、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに特定法人A特定代表さんにご確認

いただきたい内容「「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、

これからは、お電話ではなく「文書」の形で、お返事を戴きたいです。文書でいただけますと、家族がメモをとる必要が無くなりますし、勘違いなどが起こることを防ぐことができます。

そして、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが特定法人A特定代表さんとお電話された特定年月日J午後のやり取りも、文書の形で戴きたいです。

その文書には「特定県障害福祉課特定職員Cさん」からの文書とわかる形でいただきたいので、特定県障害福祉課特定職員Cさんのお名前と印を入れて欲しいです。」と、お願いいたしました。

特定県障害福祉課特定職員Cさんは「上司に確認しないと単独での判断はできない」とのことでしたので、私は「上司に確認を取ってください。もし、上司に確認を取っても文書での回答が難しいとのご判断ならば、その件も文書での回答をお願いします。ご判断くださった上司のお名前と印が入った文書を郵送してください。これからはお電話では無く、文書での回答をお願いいたします。」と、お願いしました。

●特定年月日X特定時刻E

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。固定電話のコール回数が多くて、怖かったです。

●特定年月日X特定時刻F

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

●特定年月日Y特定時刻G

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

●特定年月日Z特定時刻H

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

私も家族も電話の近くにおいて、家族が特定県庁障害福祉課からかかっているとすぐ教えてくれましたが、文書での返答をお願いしているため電話をとりませんでした。

固定電話のコール回数を数えましたが、52回も鳴りました。

私も家族も、固定電話が鳴ることに対して、恐怖を感じるようになりました。文書での回答をお願いしているにも関わらず、特定県庁障害福祉課から文書の回答も無いまま固定電話へ何度も着信があり、しかも一度の着信でコール回数が52回も有りすぎるため、私も家族もストレスを抱えるようになりました。それで、特定県庁障害福祉課特定役職に連絡を取ろうと考えました。

●特定年月日N午後

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにお電話を入れました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「報告はきいています。特定職員Cから、〇〇さんのところに何度も電話をしているが、出ないとも聞いています。」

と、話されましたので、「特定年月日M特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお電話をして、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことをなぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、これからは、お電話ではなく「文書」の形で戴きたいです。」と、お話ししています。」と特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにお話ししました。

ブログの全削除については、特定法人A特定代表さんから特定年月日M以降に回答が入っており、「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんからお話しくださりました。

「文書のことも含め、確認してから、特定職員Cから折り返しお電話を入れるようにします。」と、話されましたが、私は「特定職員Cさんではなく、特定職員Dさんから直接お電話ください。」とお願いしましたところ、特定職員Dさんからお電話くださることになりました。

そのまま待っていましたら、同日中に、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんからお電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「特定県は、中立的な立場をとっておりますので、そういった個人間でのやりとり、（特定法人A）特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のやり取りを、文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」と、話されるので、

私から特定職員Dさんに「なぜですか？個人間ではないですよ。特定法人Aという企業ですよ。」と話しましたが、

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」と、あくまでも「企業では無く、個人間」の一点張りで、文書での回答は聞き入れられませんでした。

それどころか今までに無かった、「個人間のトラブル」という扱いに、突然変わっていました。

さらに、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては

〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」と、話されました。

それで私は、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんに「相手が特定法人Aという福祉事業者であったとしても、これは個人間のトラブルとして県庁障害福祉課は捉えられているということで、間に特定県庁障害福祉課が入って話すべき案件ではないというご判断ですね。」と、質問させて頂きますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「そうです。」と答えられ、続けて私から、「それともう一点は、特定県庁障害福祉課が間に入らない形を取られるとのことで、〇〇〇〇と特定法人A特定代表さんで直接交渉をして、話を進める必要があるというご判断ですか。」と、ご質問しますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「直接、〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」とのことでした。

それで私から、「それは、県庁障害福祉課がだされたお答えですか。それとも特定職員Dさん個人が出されたお答えですか。」と、お尋ねしましたら、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「障害福祉課として出しています。」と、きっぱり言われました。

それから私は、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんが「文書のことも含め、確認してからお電話を〇〇〇〇に入れて下さる」とお話されましたので、どなたに確認を取られたのか質問を特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんにさせて頂きました。

「私の方から今日初めて特定職員Dさんにお電話させて頂きましてお時間戴きましたことを感謝いたします。先ほどのお電話を切ってから、今のお電話を戴くまでの間に特定職員Dさんがご確認下さったのは特定職員Cさん一人ですか。それと、特定代表さんにもですか」

それに対して、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは「他のですね、係長もいますので、状況共有をしながら事実を確認しながらです。こういった形でお答えすべきであるのか、そこを確認したうえで〇〇さんの方に、電話をさせていただきました。」

それで私は、「係長というのは、特定職員Cさんですか。」と特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんに再度ご質問させて頂きましたら、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、「特定職員Cではなくて、もう一人、特定職員Gというのがおります。要は係というのがあって、序列があってですね、特定職員C君が若いんで一番の下の担当、その上にそれを統括する係長っていうのがおります。その係長っていうのが特定職員G、その係全体を統括するの

が私特定職員Dです。」と、特定県庁障害福祉課の序列の説明が始まりました。私は、特定法人A特定代表さんによる人権侵害を特定県庁障害福祉課にご相談しました。

私の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」を、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんが特定年月日J特定法人A特定代表さんにお伝え下さりました。

そのことに対して、特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定年月日J答えられましたが、次の日特定年月日Lから企業ブログ記事を全削除するという真逆の対応をとられました。

特定年月日M特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお電話を入れた際には、特定県庁障害福祉課には返答とは違う全削除の理由は入っていない状態でした。

それで私から特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「特定年月日Lから、特定法人Aのブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し全削除の対応がなされていますことを特定年月日K午前のお電話でお話しし、お電話をつないだまま特定職員Cさんに特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日F特定施設A特定行事の記事が全て消えていますことを、特定職員Cさんご自身に目視でご確認頂けました。

それ以後も今日まで、特定法人Aのブログの確認を続けましたところ、特定年月日F特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応が続いています。

1か月以上にわたる全削除が継続しておりますので、これは「一時的な記事の取り下げではなく、全削除の対応となっている。」と、確信が持てました。

特定年月日Kの特定県庁障害福祉課特定職員Cさんからのお電話で、特定年月日J午後、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。その返答として、特定法人Aの特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話されたとききました。

特定法人A特定代表さんは、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいです。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話ししました。



すると、特定年月日N、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんから特定年月日M以後特定法人A特定代表さんから特定施設A特定行事のブログ記事全削除の理由が入っており「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と、届いていますと、お話しくださりました。

特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇だけにではなく特定県庁障害福祉課に対しても「〇〇さんの意向（「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」）をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と答えながら理由説明もなく「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と行動されました。

不開示決定となっている黒塗り表記個所で、特定法人A特定代表さんが事実と異なることを語り、法務省に真実として保存されている可能性が有ると考えられます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書（本文第3を指す。以下同じ。）」に、次のような記載が有りました。

#### 理由説明書

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について（本文第3の2のとおり。）

「法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」と、あります。

人権侵害は、無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードによるのだけではありません。

私のパートナーの盲導犬は、特定施設Bから貸与されています。

本来、無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードや公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する必要があるはずです。

特定施設Bでは、盲導犬貸与時に特定施設Bと盲導犬ユーザー間で誓約を結びます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを審査請求書に同

封済)

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的 (4) ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。]

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

当然、公開後の取り下げ(オプトアウト)もインターネット掲載に関する内容ですから、誓約に含まれていることとなります。

法務省が提出された理由説明書に記載がある「相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」を実行して頂きたいです。

相手方である特定法人A特定代表さんはもちろんですが、関係機関である特定県庁障害福祉課にも国として「理由説明書2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」を、是非行動に移して頂きたいです。

また、「「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」はじめに」と「「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画 (4)障害者」でも、「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」と、類する内容が記載されていて(※資料として「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」印刷物同封 参照),

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」

はじめに

(内容は省略する。)

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」

参考資料

2 人権教育・啓発に関する基本計画

(4) 障害者

(内容は省略する。)

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省 はじめに」では「国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付く

ことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」

と、あります。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」では

理由説明書

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

（本文第3の2のとおり。）

とあります。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」には「法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

そして、「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 はじめに」には、「国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」と、書かれてあり、

法務省の人権擁護機関が、人権侵害のない社会が成就されるよう、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ作業を進めて下さるのならば、関係地方公共団体である特定県障害福祉課も共に取り込む必要が有ると考えることができます。

それから「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者⑦」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」と、書かれてあり、

障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は人権相談に活発に取り組み、

障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。なお、相談に際しては、関係機関（特定県障害福祉課を含む）と強い繋がりで取り組み、力を合わせ、努力して事に当たることを計画するものとする（法務省）と、理解することができます。

特定県庁障害福祉課に向けても日本国として「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」を、是非遂行して頂きたいです。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは特定年月日N、私とのお電話で、「〇〇さんの方も（特定）県としての立場というようなところをご理解頂きたい」「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「障害福祉課として（答えを）出しています。」と、きっぱり言われました。つまり、対応途中で放棄し、障害者を見捨てる行為をしました。

そしてそのままのお電話で、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんは、ほぼ人権侵害事件に不必要と思われる情報、特定県庁障害福祉課の序列の説明を始められました。

特定県庁障害福祉課は、障害者に人権侵害が起こっていることを認識しているのですから、不対応処置に切り替え私に特定県庁障害福祉課の序列を理解させるのではなく、障害者基本法に記載されていることと似寄るかもしれない内容が含まれていると思われる「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について：相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すこと」を責務として、お力添え頂きたいです。

特定県庁障害福祉課は、法律に定められている「障害者がつらい経験をした時、力になって頂ける立場を法的に有していらっしゃる地方公共団体」です。

人権侵害への不対応や特定県庁障害福祉課序列の理解を促すのではなく、障害者基本法をご助力頂きたいと望みます。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

## 第一章総則

### （目的）

#### 一条

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度

をよりよいものにしたたり、つくったりすることを目指します。

### 三条

（地域社会における共生等）三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすることを、指しているのだと理解しています。

（差別の禁止）

### 四条

（国及び地方公共団体の責務）

### 六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず、障害があってもなくても分けられることなく、健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは、地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと、

共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

（国民理解）

### 七条

特定県庁障害福祉課は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（みんなと一緒に暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われます。

国民である特定法人A特定代表さんをはじめ、他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは、障害者基本法に基づいていない気がいたします。

（国民の責務）

### 八条

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別

の禁止，国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって，共生社会をつくるために，努力しなければなりません。

（施策の基本方針）

#### 十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は，障害のある人の性別，年齢，どんな障害があるか，どんな暮らしをしているかによって，つくられ，行われなければなりません。

2 国と都道府県市町村は，障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり，行うときは，障害のある人や，家族，支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は，障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影，無承諾インターネット掲載防止，起こった時の対応）等のための施策を講ずるに当たっては，障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き，その意見を尊重するよう努めなければならない。

（公共施設のバリアフリー化）

#### 二十一条

に，ありますように「特定施設Aの建物，設置主体は「特定県」です。

（※資料として「特定施設Aホームページ施設概要」印刷物を同封 [●施設の概要設置主体：特定県] 参照）

（※資料として「特定県庁公式ホームページ／平成31年度の指定管理者募集結果について 特定施設A指定管理者募集要項（PDF：〇KB） 特定県」印刷物同封）

（※資料として「特定県庁公式ホームページ／平成31年度の指定管理者募集結果について 資料1 特定施設A指定管理者業務仕様書（PDF：〇KB） 特定県」印刷物を同封）

（※資料として「特定県庁公式ホームページ／指定管理者制度導入施設における令和元年度管理・運営状況の確認・検証結果 特定施設A令和元年度指定管理者運営状況検証シート（令和元年度（PDF：〇KB））」印刷物を同封）

（公共施設のバリアフリー化）二十一条文章中の

国及び地方公共団体（特定県）は，障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため，自ら設置する公共的施設（特定施設A）について，障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と，ありますように，特定県庁障害福祉課は，自ら設置する公共的施設（特定施設A）で（国及び地方公共団体の責務）を従事頂けたのが，「特定施設A特定行事」と考えられます。

その会場で，特定法人Aによる障害者差別「（写真の説明文引用）：盲導犬使

用者さんもたくさん参加されていました」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真を載せられました。無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われます。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。特定法人A特定代表さんは特定年月日J特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。

（特定年月日J特定県庁障害福祉課特定職員Cさんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

盲導犬と盲導犬ユーザーが少数で珍しいからと写真に撮り「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見ることが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

（※資料として「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」印刷物同封 参照）

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

## 参考資料2

### 人権教育・啓発に関する基本計画

（平成14年3月15日閣議決定）

（平成23年4月1日一部変更）

※第4章2に（12）追加

### 第2章人権教育・啓発の現状

#### 1 人権を取り巻く情勢

（内容は省略する。）

「現在および将来にわたって人権擁護を推進している上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており」と、書かれています。

「人権擁護を推し進める上で、特に障害者を取りまく多種多様な人権問題は重要課題となっており」と有り、障害者に対しての人権侵害について、国は重要課題と位置付けています。

さらに「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とも書かれていて「重度視覚障害者（盲導犬ユーザー）独自の問題点について取り掛かるとともに、法律の下で差別が無いこと、一人の人間として尊ぶという一般的な見方から迫る方法に注意して心に留めておく。」と、言うことだと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

#### 参考資料

### 2 人権教育・啓発に関する基本計画

#### （4）障害者

（内容は省略する。）

「障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する。（内閣府）」

「障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）」と、書かれてあります。

日本国（内閣府）は「障害者の「完全参加と平等」を目標」に掲げています。その為にノーマライゼーションを推し進めています。

また、「障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）」とも、有ります。

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーションとは、「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念です。

英語で「normalization」とは「標準化・正常化」、または「常態化」という意味があり、「以前は特異とされていたことがあたりまえの状態になっていること」、という意味を含んでいます。

これを理念としてのノーマライゼーションに当てはめる場合、「障害がある人を変える」という意味合いではなく、彼らがありのままに健常者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせています。

法務省は、「理由説明書」で

理由説明書



2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について  
(本文第3の2のとおり。)

「法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

と、記載してあります。

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーションとは、「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念です。

これを理念としてのノーマライゼーションに当てはめる場合、「障害がある人を変える」という意味合いではなく、私達障害者がありのままで健常者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせています。

つまり、「理由説明書」の「侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

「障害がある人を変える」のではなく「相手方や関係者に国が働きかけ「周りが変わる」と言うことだと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

はじめに

(内容は省略する。)

今回の人権侵犯事件で、特定年月日S法務局特定支局特定支局長から「侵犯事実不明確」を告げられた時、「「侵犯事実不明確」という結果ですが、相手方特定法人A特定代表さんへの聴き取り調査の時に「一般的には（無断で写真を撮ったり無断でインターネットに載せたり）は良いとは言えないから気を付けてください。」と、お話し、特定法人A特定代表さんに「啓発」を行ないました。」と、ご説明がありました。

「「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」はじめに 国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」に、ありますように

法務局特定支局特定支局長が、「相手方特定法人A特定代表さんへの聴き取り調査の時に「一般的には（無断で写真を撮ったり無断でインターネットに載せ

たり)は良いとは言えないから気を付けてください。」と、お話し、特定法人A特定代表さんに「啓発」を行ないました。」と、任務をご遂行頂けましたこと、感謝しております。

法務局特定支局特定支局長が、相手方である特定法人A特定代表さんへの聴き取り調査の時に「啓発」を行なって下さったことは、ありがたく思います。

ですが、一体なぜ聞き取り調査の時に「啓発」という流れになったのでしょうか。

聴き取り調査の時には、まだ「侵犯事実不明確」という結果は下されていません。

特定法人A特定代表さんへの聞き取り調査中に「理由説明書」に記載されてある「人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促す」が行われ

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーション理念に乗っ取って、「障害がある人を変える」のではなく「相手方や関係者に国が働きかけ「周り（特定法人A特定代表さん）が変わる」」ように、結果より先にご尽力頂けたのは、なぜだろうと思えてなりません。

しかしながら相手方である、特定法人A特定代表さんは、私に対してだけではなく、法務局特定支局へご相談に伺う前、ご尽力下さっていたことのある行政機関「特定県庁障害福祉課」に対しても虚偽の返答をしました。

日本国の機関である「法務局特定支局」に対しても、事実でないことを真実の出来事として聞き取り調査で答えている可能性を考えてしまいます。

虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にも侵害行為と思われれます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載がありました。

理由説明書

#### 4 一部開示決定を行った理由について

(本文第3の4(2)及び(3)のとおり。)

法務局特定支局特定支局長は特定年月日Sのお電話で、「「啓発」を行なったのは、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行った時です。」と、審査請求人である私に明かして下さっています。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」にある

「(2)本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報

が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

（3）本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。」

の「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」ですが、法務局特定支局特定支局長が特定年月日Sのお電話で、「「啓発」を行なったのは、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行った時です。」と、審査請求人である私に明かして下さっているのですから、その内容が92枚の開示文書中に含まれていることは既に知っています。

ですが、開示された92枚の文書では、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行って下さったことすら判断できない開示方法です。

黒塗りを、解除してください。開示を願います。

それから、特定施設Aは特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって、特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。（※資料として「特定施設Aホームページ施設概要」印刷物を同封〔●施設の概要設置主体：特定県〕及び「同資料」左上〔運営／管理社会福祉法人特定県社会福祉事業団〕参照）

（※資料として「資料 1 特定施設A指定管理者業務仕様書：特定県」印刷物を同封〔P. 3：第一視聴覚センターの基本方針等 2 管理運営に関する基本的事項 （3）管理運営を行うに当たっての留意事項：指定管理者は、管理運営を行うに当たり、特に次の点に留意しなければならない。 イ管理運営規程の作成：指定管理者は、あらかじめ、視聴覚センターの管理運営に必要な規程を定め、特定県に報告すること。〕参照）

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話がしたいと言われていています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。

当事者同士でお話しをして下さい。」

「個人間のトラブル，もめごとなので，特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが

自ら設置する公共的施設（特定施設A）について，障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため，障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影，インターネット掲載が起らない対策，起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条4項には「国，地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は，自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも，有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別，人権侵害，無断撮影，無断インターネット掲載の防止，起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は，みんなが使う建物や場所，乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく，「心のバリアフリー」も大事だと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」にも，このこと（心のバリアフリー）の重要性に触れられており

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

人権教育・啓発白書の刊行に当たって

（内容は省略する。）

と書かれてありました。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣も「誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し，多様な主体が互いに連携し，支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。この「心のバリアフリー」は，「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念とも合致するものです。」と，「「心のバリアフリー」をより一層促進する」と述べられています。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣が「心のバリアフリー」を重要視し一層推し進めると策します。と，述べて下さっています。

それなのに，設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について，特定県障害福祉課が対応しないという決定は，ひっかかりを感じます。（相談等）

## 二十三条

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること（意思決定の支援）を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する（特定県障害福祉課）役所がお互いに協力するようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と、考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関（特定施設 A・特定県社会福祉事業団・特定施設 B）の話をきき、尊重し、障害者のサポート必要な方策を練る責任があると思われます。

私が今、法務省でお世話になっている特定法人 A 特定代表さんによる、〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞った撮影による写真を同法人企業ブログに営利目的で掲載されたことによって、パートナーの盲導犬の育成団体・特定施設 B から幾つもの項目で誓約違反という不名誉を背負うことになってしまいました。

特定年月日 T 特定施設 B 特定所長 B さんとお電話をしていたところ、特定県庁障害福祉課は「盲導犬使用に関する誓約書」の存在を知らず、〇〇〇〇が誓約を守っているのに周りによって誓約違反にされてしまったこともご存じないと教えて下さりました。

私は、それはよくないと思いましたので、特定施設 B 特定所長 B さんに、特定県庁障害福祉課に「盲導犬使用に関する誓約書」の存在を知って頂きたいことをお話しました。

特定施設 B 特定所長 B さんが特定年月日 a、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員 D さんにお電話を入れて下さりました。

ところが、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員 D さんは不在で、特定職員 C さんにお電話がまわされたそうです。それで特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに「盲導犬使用に関する誓約書」に関する件、誓約違反の件をお伝え下さったそうです。

特定年月日 R 特定施設 B 特定所長 B さんから、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員 D さんは不在で、特定県庁障害福祉課特定職員 C さんに「盲導犬使用に関する誓約書」の件をお話し下さったことをお聞きしましたので、特定年月日 b 「盲導犬使用に関する誓約書」のコピーと、〇〇〇〇方で作成した文書「盲導犬使用に関する誓約書コピー送付について」を、特定県庁（以下略）の特定

職員Dさん，特定職員Gさん，特定職員Cさん宛に投函し郵送させて頂きました。

（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを同封）

（※資料として「〇〇〇〇方で作成した文書「盲導犬使用に関する誓約書コピー送付について」現物同封）

法務局特定支局の聞き取り調査で，特定法人A特定代表さんが真実の返答をしているのかどうか，正しい事実が法務省に保存されているのかわかりません。法務局特定支局特定支局長のご説明の通り，関係機関である特定県障害福祉課に聞き取り調査が行われているのか，法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分ではわかりません。

一部開示決定処分の92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが，法務局特定支局特定支局長のご説明の通り，各関係機関に聞き取り調査が行われているかどうかわからない開示方法です。

今の一部開示決定処分の文書では，各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか，それとも「単に保有個人情報を保有していないという事実」なのかどうかも判りません。

「保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか，あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など，何もわかりません。なぜ，各関係機関に聞き取り調査が行われているかどうかかわからない開示方法なのかについても，疑問を覚えます。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き，撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き，人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いしました時に，法務局特定支局の特定支局長は，「特定法人Aに聞き取り調査をしますが，他の各関係機関にも調査をします。」と，ご説明をされました。

法務局特定支局の特定支局長のご説明通り，各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら，そのご助力を私に明かして頂きたいです。

部分開示とはいえ，現状の様に各関係機関名や担当者名までも伏せる状況では，法務局特定支局特定支局長がお話下さった「各関係機関にも調査をします。」が，ふさわしく遂行されたかどうかわかりません。例え関係機関に聞き取り調査が行われたとしても，法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者が返答されたか，もしくは担当者以外が返答されたかどうか判らず，不安です。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に，次のような記載が有りますが

理由説明書

4 一部開示決定を行った理由について

（本文第3の4（1）ないし（3）のとおり。）

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」にある「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」と、ありますが、法務局特定支局特定支局長は、「各関係機関に聴き取り調査を行います。」と、特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私に向けてご説明をされているのですから、逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

審査請求書4 審査請求の趣旨及び理由（\*書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。）

審査請求書の追記②と重なる箇所もあるのですが、追加内容を意見書に記させて頂きます。

特定年月日S, 法務局特定支局からお電話が入り、今回の人権侵犯事件は「侵犯事実不明確」という結果になったことを、知らされました。

「写真は（〇〇さんが）小さく写っています。さらに結果は、その人の知名度で変わります。」と、ご説明がありました。

私は「たしかに私は一般人で知名度は低いかもしれませんが。しかしながら、写真にはタンDEM（1頭の盲導犬を2人で使用する方式）ではない私だけのパートナーの盲導犬が写っています。私は特定県下で数少ない特定施設Bの盲導犬ユーザーです。それに、特定施設A特定行事に参加できる人間は、参加条件をクリアしないとステージにあがれず誰でも出られる訳ではないのです。例えば、写真の人物は小さく写っていても、写真や企業ブログ記事の文章などから沢山の情報が発信されています。関係機関へ全て調査を行った結果ですか。」と、お尋ねしました。

特定支局長から「侵犯事実不明確という結果は、東京の法務省まで話が上って出た結果です。」と、ご説明を受けました。

同日、そのお電話をつないだまま特定支局長が私に「〇〇さんは「調整（当事者間の関係調整を行います）」を望まれませんでしたので調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」と、展開が理解できないお話を聞かされました。

私が理解できないでいると特定支局長がお話を続けられ「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」と、続けられました。私は、余計にお話の目的が分からない状態でいました。

法務局特定支局特定支局長のお話は続き、「〇〇さんは特定法人A特定代表さ

んが、家に来ることや家を探されることを嫌だと言われていました。

それでしたら、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えしたら〇〇さんの電話番号を特定代表さんに知られてしまうので、〇〇さんの方から電話番号を非通知にして特定法人A特定代表さんに電話をかけた方が、〇〇さんの電話番号を知られることがないのでいいと思います。」と、ご説明をされました。

私は、一体何が起こったのだろうかと考えていました。

続けて法務局特定支局特定支局長が、私にこのように話されました。「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っています。」と、特定支局長が話されました。

それで私は「特定法人A特定代表さんが、法務局特定支局に「〇〇〇〇に謝りたい」と、お話をされたのですか？」と、お尋ねしました。

すると法務局特定支局特定支局長は、「いいえ。特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っています。私（特定支局長）がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」と、特定支局長がお話され、私はどうやってもわからない提案でした。

それで私は、「特定支局長が「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいと思っていますと考えておられる」だけで、実際特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいと言っていないのですよね？」と、再度ご質問をしました。

法務局特定支局特定支局長は、「はい。特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っています。私（特定支局長）が特定代表さんは〇〇さんに謝りたいと思っていますと、そう思うのです。」と、念押しをされました。

そのご説明をお聞きして、私は法務局特定支局特定支局長に「特定支局長が、特定法人A特定代表さんは〇〇〇〇に謝りたいと思っていますと想定されているだけで、現実のところ特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいとお話ししていません。「特定代表さんが〇〇〇〇に謝りたいと思っています」とは、あくまでも特定支局長が想定されているのであって、特定代表さんのお考えは謝りたいと思っていない可能性があるかと予想もできます。私は、特定法人A特定代表さんに直接連絡を取りません。」と、お話ししました。

さらに同日そのお電話で、特定支局長が私に「特定法人Aの「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

そのまま続けて特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を、特定施設Bの特定所長Bに話すのですか？」と、話されました。

私は、「特定法人A企業ブログに、私とパートナーの盲導犬が無断撮影された写真が無断掲載されたことを知ってすぐの特定年月日Uに、特定施設Bに報告



を入れています。それ以後も報告を入れています。現在この事件の担当は、特定施設B特定所長Bが担当しています。これまで特定所長Bにずいぶんご心配をかけています。特定所長Bに報告します。」

と、お話ししたところ特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してくださいとお話ししています。それでも、特定所長Bさんに話すのですか。」と、強い口調で話されました。

加えて法務局特定支局特定支局長は、「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、聞かされました。

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わり家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」と、「公人」「私人」を繰り返されました。

私は法務局特定支局特定支局長に「私は、特定法人A特定代表さんに無断撮影をされ企業ブログに掲載されたことは、特定施設Bや特定施設A、特定県障害福祉課など、行政機関や関係している企業にしかお話していません。自分の個人的な友達には何もお話していません。母以外の家族・親族にもお話していません。お話するところはきちんと選んでいます。」と、ご説明しました。

法務局特定支局特定支局長は「それでも、公人でない私人にお話しすることは、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、繰り返されました。

私は、精神的に圧力がかかり、恐怖で声が出なくなりました。

特定支局長は声が出なくなった私に向け、「法務局の電話代は税金です。お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、話されました。

法務局特定支局特定支局長が話されているのは聞こえているのですが、強いストレスで声が出ませんでした。

すると、私の様子がおかしいのを母が気づき、私から受話器をとり電話を替わってくれました。

法務局特定支局特定支局長は、私の母にまで「○（○○○○）さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていたのですが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされたそうです。

それで母は法務局特定支局特定支局長に「私（○○○○の母親）も○（○○○）も、関係機関にしか話していません。あちらこちらに言い回るようなことはしていません。自分の他の家族にも兄弟にも親族にも話していません。関係する所にしかお話ししていません。私も○（○○○○）も友達にも言っていません。」と、特定支局長に話してくれました。

その日は、特定支局長の「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は○○さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「○○さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが○○さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は○○さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

と、特定支局長に口止めされたことの悲しみと、精神的に圧力をかけられた恐怖とで泣きました。

次の日特定年月日B、前日特定支局長とのお電話が恐怖で声が出ないまま終わってしまったので、このままではいけないと思いました。怖い気持ちは治まらない状態でしたが、法務局特定支局長特定支局長にお電話を入れました。

特定支局長は、お電話に出られると早々に「特定施設Bの特定所長Bに報告をしたのですか？」とばかり訊ねてきました。

私は、しばらくそのことには回答せず、他のご質問などをしていたのですが、回答しないでいると特定支局長が話題を変えられ「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も問訊ねられました。他の関係機関に話したのかどうかは特定支局長から質問されず、特定施設B特定所長Bだけ問われました。

それで私は、「特定施設Bは、私のパートナーの盲導犬の会社です。とても心配をかけています。特定所長Bさんに報告します。」と、話しました。

特定支局長から「どうしてもお分かりいただけないようですね。」と話され、再び怖くなりました。

私の様子が再びおかしいのを母が気づき電話を替わったところ、法務局特定支局特定支局長は私の母に開口一番「お母さん、昨日とお話が違うじゃないですか。○（○○○○）さんは特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると話されました。昨日、お母さんにご説明しましたよね。」と、話されたそうです。

私の母は法務局特定支局特定支局長に「私の○（○○○○）はもう○歳を過ぎています。○の人間関係に口を挟む年齢ではありません。○は、特定法人A特定代表さんが自分達にしてきたことを行政機関と関係企業にしか話していません。私（母）以外の家族にも兄弟・親族にも友達にも話していません。話す機関と人を選んで話しています。

○は、特定施設Bで訓練を受け認定を受けた「特定施設Bの盲導犬ユーザー」です。特定施設Bとの関係は、○と犬と特定施設Bのことであって親であってもタッチすべき問題ではありません。

また、○には特定施設Bとの契約や特定施設B盲導犬ユーザーとしての責任もあります。○が特定施設B特定所長Bに報告を入れる判断をどうこう言うことはできません。これまでと同じく、何かあったら相談もするだろうし報告もするでしょう。」と、法務局特定支局特定支局長に話してくれたそうです。

母はこの意見書を作成するに当たり、法務局特定支局特定支局長との電話を思い出して話してくれました。

私が「特定支局長が最初に話された「お母さん昨日とお話が違うじゃないですか。って言葉は何を指しているの?」と尋ねると、母は「私（○○○○の母親）に「他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と話すことによって、特定支局長が勝手に「○○（審査請求人の名）は特定所長Bさんに電話をしなくなる。」

と思い込んだのでしょうかね。私（○○○○の母親）は、○○（審査請求人の名）が特定所長Bさんに電話をしないようにするなんて話してないよ。」と、言っていました。

それにしてもなぜ、法務局特定支局特定支局長は、私が特定施設B特定所長Bさんに報告をするのを、これほどまで追求なさるのでしょうか。

法務局特定支局特定支局長は、お話の冒頭は「特定法人A特定代表さんが○○さんにしたことを他の人に話したら、今は○○さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と「他の人に話したら」と説明され、「特定施設Aの職員」も「特定県庁障害福祉課職員」も、私人だから特定法人A特定代表さんがしたことを話しては良くないと説明されていました。

しかし特定支局長のお話の時間が長くなると、お話してはならない対象が「特定施設B特定所長Bさん」だけになりました。なぜそうなったのか、いまだに理由はわかりません。

そもそも特定施設Bは、私のパートナーの盲導犬の育成団体です。

特定法人A特定代表さんに被写体として無断撮影されたのは、私とパートナーの盲導犬（特定施設B）です。

写真撮影、インターネット掲載の権利は、特定施設Bにあります。

特定施設Bでは、盲導犬貸与時に特定施設Bと盲導犬ユーザー間で誓約を結びます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを同封）

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

私は、特定法人A特定代表さんの行動によって「誓約違反」という評判が下がった状態にいます。人権侵犯事件となった当該画像の被写体とされたのは「〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）」です。

〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（1人と1頭）のみに焦点を合わせ撮影された当該画像の権利は「〇〇〇〇に50%・特定施設Bに50%」となるのですから、特定施設B特定所長Bに報告する責任があると思っています。

また、特定施設Bでは、誓約違反になると「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、特定施設Bの指示があれば盲導犬を返還します。

（1）前記の条件や規定に違反し、特定施設Bの指導に応じなかった場合。〕に、ありますように、誓約違反となれば、パートナーの盲導犬と〇〇〇〇のチームを解消しなくてはならず、盲導犬と別れることとなる条件なのですから、ふさわしいタイミングで特定施設Bへの報告は、特定施設B盲導犬ユーザーは必須事項です。

そして、特定施設Bの本部は「特定法人B」です。

特定法人Bの中に「盲導犬訓練部」があり、全国に向けて盲導犬の普及や育成、盲導犬を使った歩行指導や盲導犬のケア方法を習得する訓練事業を行っています。その盲導犬訓練部が「特定施設B」です。

特定法人Bという会社は、視覚障害者福祉一筋の会社です。

視覚障害者が文化的な社会生活を確立するために必要な情報を取得したり、見えない・見えにくいことによって派生するできにくいことを解消・軽減して円滑な日常生活が営めるよう支援することを目的とする総合的な社会福祉施設です。

盲導犬を育成しているだけを事業とする育成団体もありますが、特定施設Bは違います。

特定施設Bは、「特定法人Bという視覚障害者福祉の総合的な社会福祉施設」です。

特定施設B以外にも各施設を備えており、盲導犬訓練部以外にも事業内容は多岐に渡り各部や各施設など、視覚障害（者）のプロです。

重度視覚障害者として盲導犬訓練部（特定施設B）に籍を置いているのですから、起こった事件性を考えましても特定施設B特定所長Bさんに報告をするのは、当然の責務と考えられます。

（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピー同封 左上〔特定法人B・視覚障害リハビリテーションセンター・特定施設B・特定所長B〕参照）  
私は、なぜ法務局特定支局特定支局長に執拗に社会福祉法人特定施設B特定所長Bさんに報告を入れることを、お話することを止められるのでしょうか。特定法人Bは、視覚障害者福祉のプロです。重度視覚障害者の置かれている生きづらい社会的背景も熟知されています。

健常者に比べ自分を守ることが困難な状態に置かれることが多い重度視覚障害者を守る目的でも「盲導犬使用に関する誓約書」が存在していると考えられるのですから、社会福祉法人特定施設Bにお話することをブロックするようなご説明は未だに理解できません。

私は、特定法人Bは信用できない施設ではなく、むしろ信頼できる施設と思っています。

私にとって、法務局特定支局特定支局長が社会福祉法人特定施設Bへの連絡を妨げる行為は、どうにも解せない行為です。

人間は、視覚からの情報が8割とか9割とか言われています。重度視覚障害者は、その8割9割が困難な状況です。情報を得る為に他から8割近くを得なければならないのです。そのためにも必要に応じて特定法人Bのような施設で訓練を重ねたり相談をしたりします。

目からの情報を得ることが難しい私にとって、耳からの情報、「音」つまり「会話」は重要です。必要な情報を得る手段としてだけではなく、孤立を防ぐこともできます。

危険回避、保護が得られることも経験しております。

重度視覚障害者の生きるための手段である「会話」を、信頼できる相手に制限されるのは、とても大きなことだということを知ってください。

その日以後も、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代

表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください」と言う特定支局長のお話が私の中でずっと辛くて、気持ちが重い日が続いていました。

特定年月日 T 法務省人権擁護局調査救済課特定職員 A さんに、特定年月日 S 「侵犯事実不明確」の結果をきかされた日、法務局特定支局長に「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、口止めされ脅されて声が出なくなったこと。

恐怖で声が出なくなったら「お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、告げられたこと。

次の日特定年月日 B 特定支局長にお電話がつながったら「特定施設 B 特定所長 B に話したかどうか」をいきなり聞かれたこと、ここまでの内容をお話ししました。

それ以外の上記の情報は、追加情報として記載させて頂きました。

特定年月日 T 法務省人権擁護局調査救済課特定職員 A さんが、「話してもいい」とお話しくださって、私と母は楽になりました。

それに加えて、法務省人権擁護局調査救済課特定職員 A さんは、法務局特定支局に事実確認をして下さるとご説明下さりました。その調査した事実で法務局特定支局が改善しないとならないなら、必要が有るならば法務局特定支局に注意が入るということ、

ただし、どのように法務局特定支局へ事実確認が行われ、どのような結果になっているのかは、私には伝わらないことをご説明くださりました。

ただ、この法務局特定支局長の件は、私に与えた影響は大きく、「審査請求書」追記①に書きましたように、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」作成するにあたり特定施設 A へ質問をしなければならなかったのですが、恐怖がよみがえってきて、被害者が加害者にならない範囲とは、一体どこまで特定施設 A に話すことなのかが判らなくなり、怖くなりました。

特定年月日 Q 法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員 E さんに「「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり、特定施設 A に質問をしたいのですが、私はどこまで特定施設 A に話してもいいですか？」と、ご質問させていただきました。

ご質問に答えて頂けて、安心して特定施設 A に質問をすることができました。法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員 E さんに感謝いたします。

法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員 E さんのお電話を切って同日（特定年月日 Q）中に、特定施設 A 特定所長 A にお電話を入れました。

※審査請求書追記①と重なる箇所も有りますが、新しい内容も記載させて頂き

ます。

特定年月日Q法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Eさんに「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり、特定施設Aに質問をしたいのですが、私はどこまで特定施設Aに話してもいいですか？」と、ご質問させていただきました。

特定職員Eさんは、「法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることを話しても大丈夫です。」と、教えていただきました。ありがとうございます。

特定年月日Q特定施設A特定所長Aに、法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることをお話しして質問をさせていただいているとき、特定所長Aから「〇〇さんが法務省に資料を送らなくても、法務省から特定施設Aに連絡をもらえれば、必要資料を特定施設Aから法務省にお送りしますのに。法務省から私（特定施設A特定所長A）にご質問が入れば、法務省に直接お答えできますのに。」と、特定所長Aはお話しくださいました。

それで私は、「今は〇〇〇〇の「審査請求」と「訂正請求」を法務省にする為なので、ありがとうございます。」と、特定施設A特定所長Aにお話しました。すると、特定施設A特定所長Aは続けて「〇〇さんが特定支局に相談に行ったのでしょ？一度、特定支局から電話が私（特定所長A）宛に入って、特定施設Aの一般的な質問しかされなかったから一般的なことだけ答えたんですよ。〇〇さん特定支局に相談に行ったんでしょう？」と、優しい口調で気に掛けて下さりました。

私の本音は、心配してくださっている特定施設A特定所長Aさんに、法務局特定支局に相談に行ったことを正直にお話したかったです。

ですが、法務局特定支局の特定支局長の「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わり家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることが

ありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

が、どうしても頭にちらついて、心配して下さっている特定施設A特定所長Aに返答することができませんでした。

それで、私は特定所長Aに「今、私は特定施設A特定所長Aにどこまで話して構わないのか判らないんです。特定所長Aさんに正直に話すことによってお咎めが来るかもしれない。どこまで話すことが大丈夫でどこからが咎められるのか分からないんです。本当にごめんなさい。」と、お話ししました。

特定施設A特定所長Aは、「話しにくいんでしたら言わなくて大丈夫ですよ。ただ、特定支局から電話が一度私（特定所長A）宛にあったのでね。特定支局から聞かれた質問が一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。それで、〇〇さんが特定支局へ行ったのかなと思ってお聞きしただけだから。話しにくいのでしたら言わなくても大丈夫ですからね。」と、お声掛け下さりました。

私が作成させていただく書類に、特定施設A特定所長Aのお考え（〇〇さんが法務省に資料を送らなくても、法務省から特定施設Aに連絡をもらえれば、必要資料を特定施設Aから法務省にお送りしますのに。法務省から私（特定施設A特定所長A）にご質問が入れば、法務省に直接お答えできますのに。）を記載することも、特定年月日R特定所長Aご本人から許可を戴きました。

特定施設A特定所長Aのお電話を切った後、家族に手伝ってもらい92枚の開示文書を確認しました。

聴取報告書は、開示文書中の【通し番号76から82】、開示文書中の【通し番号45】目録1～6の内、聴取報告書は「5聴取報告書（特定年月日c）」と「6聴取報告書（特定年月日d）」の2件だけでした。

開示文書【通し番号76】は、[聴取報告書 文書作成日付：特定年月日c 聴取年月日：特定年月日c 特定時刻Iから特定時刻Jまで 聴取場所：特定地方法務局特定支局会議室 被聴取者：黒塗り表記]となっていました。

特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度、私（特定所長A）宛にあったのね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。」と、私にお話くださったので、電話でなく聴取場所特定地方法務局特定支局会議室となっている開示文書【通し番号76】の[聴取報告書]は、特定施設A特定所長Aではないと予想しました。

開示文書【通し番号88】は、[聴取報告書 文書作成日付：特定年月日e 聴取年月日：特定年月日d 特定時刻Kから特定時刻Lまで 聴取方法：電話連絡 被聴取者：黒塗り表記]となっていました。

特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度私（特定所長A）宛にあったのね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的



なことしか答えられなかったのですね。」と、私にお話しくくださったので、〔聴取方法：電話連絡〕と、なっていますが肝心の〔被聴取者：黒塗り表記〕になっている為、特定施設A特定所長Aなのか、それ以外の方なのかわかりません。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載がありました。

理由説明書

#### 4 一部開示決定を行った理由について

(本文第3の4(2)及び(3)のとおり。)

の「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」と、ありますが、

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長は、「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。法務局特定支局特定支局長のご説明通り、各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら、そのご助力を私に明かして頂きたいです。

法務局特定支局特定支局長は、各関係機関に聴き取り調査を行うと特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私に向けてご説明をされているのですから、

逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

加えて、特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度、私(特定所長A)宛にあったのですね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのですね。」と、審査請求人である私に明かして下さっているのですから、その内容が92枚の開示文書中に含まれていることは既にわかっています。

ですが、開示された92枚の文書では、特定施設A特定所長Aへ聞き取り調査を行って下さったことすら判断できない開示方法です。

黒塗りを、解除してください。開示を願います。

それから、「審査請求書」記載〔特定施設B特定所長Bは私に、「法務局特定支局から連絡はきていない」と、以前お話しくくださったことがあるのですが、特定施設Bの他の職員が聴き取り調査に応じた可能性も否定できないと考える

こともできます。]と、いう私の考えを、特定施設B特定所長Bに特定年月日fお話しする機会がありました。

すると、特定所長Bは私に「それはいいです。法務局特定支局から電話が入った時に私（特定所長B）が留守のときは、必ずメモが机の上に残るようにして置いてわかるようにしています。特定施設Bは、記録も残すようになっているので、法務局特定支局から電話は入ってないです。」と、話して下さいました。特定施設B特定所長Bのところには法務局特定支局から電話が入っていないとなるならば、残る関係機関は「特定法人A特定代表さん」、「特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさん」、特定施設A本部である「特定県社会福祉事業団」ですが、黒塗表記では、とにかくわかりません。

開示文書に記載されている聴取報告書は、【通し番号45】目録1～6の内「5 聴取報告書（特定年月日c）」と「6 聴取報告書（特定年月日d）」の2件だけでした。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長が、

「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。

私が考える関係機関は「特定法人A特定代表さん」「特定施設A特定所長A」「特定県社会福祉事業団本部 局長特定個人Bさんと特定個人Aさん」「特定施設B特定所長B」「特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさん」と、考えられるのですが、開示文書に記載されている聴取報告書は、2件だけです。他の関係機関に行われた調査報告書は、どこにあるのですか。

「審査請求書」

●理由1 法務局特定支局長から簡易書留で届いた文書が入っているのか判りません。

特定年月日B、法務局特定支局特定支局長とのお電話で、今回の人権侵犯事件の結果「侵犯事実不明確」の結果を記載した文書でお送りすることができるのご説明が有り、文書の送付を希望いたしました。

特定年月日C、特定地方法務局特定支局から簡易書留が届き、封筒の中には、文書が一枚入っておりました。（※資料として人権侵犯事件の結果「侵犯事実不明確」の結果を記載した文書のコピーを同封済）

特定年月日D付の文書で、〇〇〇〇宛に簡易書留で郵送された私の手元に届いている文書ですし、「〇〇〇〇様」「特定地方法務局長」「印」となっており、92枚の開示文書中に、私の名前まで伏せる形で黒塗りになっているのかも疑問です。

開示請求でご送付いただきました92枚の中に、上記の文書が含まれているの

かがわかりません。

開示してください。

と、記載させて頂きましたが、私の手元に届いている上記文書でさえ92枚の開示文書に含まれていない可能性が否定できません。他の関係機関に行われた調査報告書も、同様の状態かもしれないと思えます。

一部開示決定処分92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、法務局特定支局特定支局長のご説明の通り、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうか、とにかくわからない開示方法です。

今の一部開示決定処分の文書では、各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか、それとも「単に保有個人情報保有していないという事実」なのかどうかも判りません。

「保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など、何もわかりません。

それと特定施設B特定所長Bは、法務局特定支局から連絡が入ったことが無いとお話されています。特定所長Bが留守時の特定施設Bルールがある為、法務局特定支局から連絡が無いと言い切れるようです。

そうなりますと、一体、特定施設Bではないどこの盲導犬育成団体に聴き取り調査が行われたのでしょうか。

日本国内に盲導犬育成団体は11団体ありますが、各団体は独立運営です。特定施設B以外の盲導犬育成団体に聴き取り調査などを実行しても、会社が違うので考え方も違うことがあり契約・誓約内容も異なります。特定施設B以外の盲導犬育成団体への聴き取り調査は、無意味と思われれます。

特定年月日G法務局特定支局特定支局長とのお電話で「特定県庁障害福祉課がここまで動かないのは、行政の指導のための法律が無いのではないか。

私（特定支局長）も法律を調べているがわからないから、教えてください。」

と話されました。私は、「障害者差別解消法」とお答えしたのですが、障害者差別解消法ではなく他の該当する法律を尋ねられました。

私は今回の件に関して、行政の指導の法律は、「やはり障害者差別解消法が該当するのではないのでしょうか」と特定支局長にお答えしたのですが、同日から調べ続けました。

特定支局長にお答えする機会に恵まれなかったのですが、努力して調べた結果、障害者差別解消法は「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもの」であることがわかりました。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

## 第一章 総則

（目的）

### 一条

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害が

あってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、つくったりすることを目指します。

### 三条

（地域社会における共生等）三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすること

を、指しているのだと理解しています。

（差別の禁止）

### 四条

（国及び地方公共団体の責務）

### 六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず、障害があってもなくても分けられることなく、健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは、地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと

共生社会（一人ひとりを大切にする社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

（国民理解）

### 七条

特定県庁障害福祉課は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（みんなと一緒に暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われま

す。国民である特定法人A特定代表さんをはじめ、他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは、障害者基本法に基づいていない気がいたします。

(国民の責務)

## 八条

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。

(施策の基本方針)

## 十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、つくれ、行われなければなりません。

2 国と都道府縣市町村は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは、障害のある人や、家族、支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は、障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影、無承諾インターネット掲載防止、起こった時の対応）等のための施策を講ずるに当たっては、障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(公共施設のバリアフリー化)

## 二十一条

に、ありますように「特定施設Aの建物、設置主体は「特定県」です。

(※資料として「特定施設Aホームページ施設概要」印刷物を同封 [●施設の概要設置主体：特定県] 参照)

(※資料として「特定県庁公式ホームページ／平成31年度の指定管理者募集結果について 特定施設A指定管理者募集要項 (PDF:〇KB) 特定県」印刷物同封)

(※資料として「特定県庁公式ホームページ／平成31年度の指定管理者募集結果について 資料1 特定施設A指定管理者業務仕様書 (PDF:〇KB) 特定県」印刷物を同封)

(※資料として「特定県庁公式ホームページ／指定管理者制度導入施設における令和元年度管理・運営状況の確認・検証結果 特定施設A令和元年度指定管理者運営状況検証シート (令和元年度 (PDF:〇KB))」印刷物を同封)

(公共施設のバリアフリー化) 二十一条文章中の

国及び地方公共団体（特定県）は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と、ありますように、特定県庁障害福祉課は、自ら設置する公共的施設（特定

施設A)で(国及び地方公共団体の責務)に従事頂けたのが、「特定施設A特定行事」と考えられます。

その会場で、特定法人Aによる障害者差別「(写真の説明文引用):盲導犬利用者さんもたくさん参加されていました」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真を載せられました。無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われます。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。特定法人A特定代表さんは特定年月日J特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。

(特定年月日J特定県庁障害福祉課特定職員Cさんからお電話で聞きました。)

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば(相対的に)異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

盲導犬と盲導犬ユーザーは少数で珍しいからと写真を撮り「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見るのが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

特定施設Aは特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって、特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。

(※資料として「特定施設Aホームページ 施設概要」印刷物を同封【●施設の概要 設置主体：特定県】及び「同資料」左上/管理 社会福祉法人特定県社会福祉事業団】参照)

(※資料として「資料 1 特定施設A指定管理者業務仕様書：特定県」印刷物を同封【P. 3：第一視聴覚センターの基本方針等 2 管理運営に関する基本的事項 (3) 管理運営を行うに当たっての留意事項：指定管理者は、管理運営を行うに当たり、特に次の点に留意しなければならない。 イ管理運営規程の作成：指定管理者は、あらかじめ、視聴覚センターの管理運営に必要な規程を定め、特定県に報告すること。】参照)

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Dさんから、特定法人A特定代表さんに

よる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われていています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「個人間のトラブル、もめごとなので、特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが

自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影、インターネット掲載が起らない対策、起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条4項には「国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも、有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別、人権侵害、無断撮影、無断インターネット掲載の防止、起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は、みんなが使う建物や場所、乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく、「心のバリアフリー」も大事だと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」にも、このこと（心のバリアフリー）の重要性に触れられており

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

人権教育・啓発白書の刊行に当たって

（内容は省略する。）

と、書かれてありました。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣も「誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。この「心のバリアフリー」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念とも合致するものです。」と、「「心のバリアフリー」をより一層促進する」と述べられています。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣が「心のバリアフリー」を重要視し一層推し進めると策します。と、述べて下さっています。

設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について、特定県障害福祉課が対応しないという決定は、ひっかかりを感じます。

(相談等)

### 二十三条

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること（意思決定の支援）を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する（特定県障害福祉課）役所がお互いに協力するようになければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と、考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の話をきき、尊重し、障害者の便宜を図り、必要な施策を講じなければならぬし、実施する責任があると思われまます。

特定年月日G法務局特定支局特定支局長とのお電話で法律を尋ねられたとき「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する、障害者差別解消法」をお伝えしました。

上記、障害者基本法を念頭に考えましても、「特定県庁障害福祉課」と、特定県が100%出資によって設立された公企業で特定県から指定管理を受けている特定施設Aの本部「特定県社会福祉事業団」も、関係機関と考え、法務局特定支局の聞き取り調査が有ると考えることが妥当と思われまます。

ですが、法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分では、とにかくわかりません。

一部開示決定処分の92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、法務局特定支局特定支局長のご説明の通り、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうか、とにかくわからない開示方法です。

今の一部開示決定処分の文書では、各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか、それとも「単に保有個人情報保有していないという事実」なのかどうかも判りません。

「保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など、何もわかりません。

なぜ、各関係機関に聴き取り調査が行われているかがわからない開示方



法なのかについても、疑問を覚えます。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長は、「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。法務局特定支局特定支局長のご説明通り、各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら、そのご助力を私に明かして頂きたいです。

法務局特定支局特定支局長は、各関係機関に聴き取り調査を行うと特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私に向けて「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」とご説明をされているのですから、逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

9 2枚の開示文書の中の法務局特定支局作成の文書や、特定年月日Sと特定年月日B法務局特定支局特定支局長の言動、「〇〇さんは「調整（当事者間の関係調整を行います）」を望まれませんでしたが調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っておりません。私（特定支局長）がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがあります」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わり家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は

「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇（〇〇〇〇）さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言動だったそうです。

次の日のお電話では、「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。本来、法務局とは、中立の立場で業務を遂行される行政機関ではなかったのでしょうか。

「審査申請書」追記③にも記載しましたが、私が法務局特定支局へご相談にうかがった特定年月日Aの時点で、既に特定法人A特定代表さんを支援している動きを経験しました。

（審査請求書の追記③のとおり。）

特別事件開始年月日当日、このような経験をしました。

特定年月日A法務局特定支局にご相談に伺ったとき頂戴しましたパンフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」にこのように書かれてありました。

（※資料として「法務局による相談・救済制度のご案内 作成元：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会連合会」コピー 同封）

「法務局による相談・救済制度のご案内」

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

「●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」と有りますが、人権侵犯事件のスタートである特別事件開始年月日から特定法人Aに好印象寄りの発進で、「中立公正な立場で関わります。」なのか疑問を感じています。

その後の、特定年月日Sと特定年月日B法務局特定支局特定支局長の言動、

「〇〇さんは「調整（当事者間の関係調整を行います）」を望まれませんでしたが調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っていると思いま

す。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っていません。私（特定支局長）がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わり家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇（〇〇〇〇）さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言動。

次の日のお電話では、「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。この状態は、「「法務局による相談・救済制度のご案内」“調査救済制度”のメリット●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」なのでしょうか。現在、法務省人権擁護局調査救済課に提出している「保有個人情報訂正請求書」では、気になる記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及びます。

（※資料として「保有個人情報訂正請求書」同封）

法務局特定支局が自社で作成された文書中には、特定法人A特定代表さん寄りに作成されているという見方ができる表現もあり、そのうちの1つは

「保有個人情報訂正請求書」

43【通し番号35】【通し番号75】

（趣旨）

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談表 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

そのため、私個人が特定されるブログ上の画像ではあるが、当該ブログの画像を削除することは、他の人が見ると、必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い、相手方にとって間接的にはあるが、削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。

(理由)

「当該ブログの画像を削除すること」

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれ」と記録されていますが、私は、削除という単語自体を頭においてお話をしていません。

私は、特定年月日V特定施設A特定職員Bさん、特定年月日I特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、同じ内容をお話しています。

「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいらっしゃることに。」

その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人Aのブログは、その店員さんのように、補助犬に対しての深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、ご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬に正しいご理解を示してくださっている方も実在し、ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

(補助犬に理解が進みにくい現状があるので)安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」ことを、特定施設A特定職員Bさんと特定県庁障害福祉課特定職員Cさんにお話ししました。

私の意向として「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」

と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定施設A特定職員Bさんと特定県庁障害福祉課特定職員Cさんをお願いをしました。

「削除」というキーワードは用いてお話ししていません。

「削除されることの結果を考えたい」のではなく、「(周囲に与える影響を考えて思慮深く行動すべきなので)私に考える時間がほしい」とは、お話ししています。

「考えたい」の目的が、根本的に違います。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれ」の文章では、

「削除を待ってくれ」とあるので、「のちのち〇〇〇〇は削除要請をするとい

う意思表示をしている」という文章となります。

私は、私とパートナーの盲導犬の写真撮影・インターネット掲載の権利が特定施設Bにあるという背景もあり、

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的 (2) 盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的 (4) ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、特定施設Bの指示があれば盲導犬を返還します。

(1) 前記の条件や規定に違反し、特定施設Bの指導に応じなかった場合。〕

(※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを同封)

特定年月日 | 特定施設B特定所長Bにお電話を入れ「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいることと、その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること」

「特定法人A企業ブログは、その店員さんのように、補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業やご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬について正しいご理解を示してくださっていらっしゃる方も実在し、特定法人A企業ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。」

「(補助犬に理解が進みにくい現状があるので)安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念している」こととお話ししました。

私からは、特定施設A特定職員Bさんを通して、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださるようお話ししていることも、特定所長Bに報告していました。

無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードも公開後の取り下げ(オプトアウト)も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬(特定施設B)の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する必要があるはずです。

私のパートナーの盲導犬育成団体である、特定施設Bの特定所長Bとお話をしている最中でした。

削除要請をするのか、そのままの状態を維持するよう要請するのか、何も決まっておりました。

そのような状況でしたので、特定法人A企業ブログについて「削除」という項目は使用しておりません。

私と特定法人Aの両方をご存じである方達への影響や、特定法人A企業ブログによって私が誓約違反者となってしまうことでの影響、私が誓約違反者となってしまうことを知った特定施設Bのボランティアさんなど関係者に与える影響なども含め、全てを考慮しながら、削除要請をするのかそのままの状態を維持するよう要請するのか見極める必要がありました。

私個人が判断できる規模は既に越えており、特定施設Bと相談しながらでないとは結果は決めることができませんので、

「当該ブログの画像を削除すること」、

まして「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、身に覚えがありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」との行為は、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反行為です。

被写体となったのは、私とパートナーの盲導犬（2人組）です。パートナーの盲導犬の写真撮影権利・インターネット掲載権利は、特定施設Bにあります。もちろん、公開後の取り下げ（オプトアウト）の権利に関しても、特定施設Bにあります。

（※資料として「盲導犬使用に関する誓約書」コピーを同封）

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、特定施設Bの指示があれば盲導犬を返還します。

（1）前記の条件や規定に違反し、特定施設Bの指導に応じなかった場合。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

当然、公開後の取り下げ（オプトアウト）もインターネット掲載に関する内容ですから、誓約に含まれていることとなります。

「当該ブログの画像を削除すること」、

まして「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、身に覚えがありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」との行為

は、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反行為です。  
私自ら率先して、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者になる必要がありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、お話ししておりません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。」と、法務省に保存されていることが恐ろしいです。知ることができて、良かったと思っております。

強く訂正を求めます。

私〇〇〇〇の意向は「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」です。

特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Cさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されています。

この一連の出来事は、〇〇〇〇方作成文書「特定年月日F特定法人Aによる無断撮影インターネット上の無断公開について」に記載してあります。

〇〇〇〇方で作成した同文書（「特定年月日F特定法人Aによる無断撮影インターネット上の無断公開について」）は、特定年月日g法務局特定支局へ出向き、特定職員Hさんと特定職員Fさんに「時系列の確認やその時何があったのかなどの確認に使っていただきたいです。」と、自分のために情報を記載していた文書に当時の私の気持ちを加え印刷し、特定法人A企業ブログコピーをお付けしてお渡ししています。

（※〇〇〇〇方作成文書「特定年月日F特定法人Aによる無断撮影インターネット上の無断公開について」は、開示文書【通し番号13～33】と【通し番号53～73】です。）

上記のようなことが起きぬよう「特定年月日F特定法人Aによる無断撮影インターネット上の無断公開について」をお渡ししているのですから、法務局特定支局が自社作成文書で間違えるのは、異様な状態と思われれます。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

#### 参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

（平成14年3月15日閣議決定）

（平成23年4月1日一部変更）

※第4章2に（12）追加

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

(内容は省略する。)

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)第2章人権教育・啓発の現状1人権を取り巻く情勢」には「我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸政策の推進が図られてきている。・・・他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。」と書かれています。

特定年月日A、私が母とパートナーの盲導犬の協力を得て法務局特定支局へ出向くことが出来、ご相談中に起こった特定法人A聴導犬とその聴導犬ユーザーのことを書いた人権作文を読むように渡されたり、特定法人A聴導犬の適切なお仕事の様子や特定法人A聴導犬ユーザーに好印象を持たれているお話を聞かされたこと。当時特定法人Aに関する情報を受け付けることを苦しく感じていましたので、つらい出来事でした。

同日人権侵犯事件として取り上げて頂きましたが、特定法人A特定代表さんにされた人権侵害でご相談しているのに法務局特定支局で受けた出来事は、本当に複雑な思いでした。

加えて、特定年月日Sと特定年月日B法務局特定支局特定支局長の言動、

「〇〇さんは「調整(当事者間の関係調整を行います)」を望まれませんでしたが調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っています。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っておりません。私(特定支局長)がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがあります」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私(特定支局長)は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すの



を止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇（〇〇〇〇）さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言動。

次の日のお電話では、「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。特別事件開始年月日でもある特定年月日Aの出来事から侵犯事実不明確を告げられた特定年月日Sと特定年月日Bに経験したことを頭におきましても「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策） 参考資料2 人権教育・啓発に関する基本計画 第2章人権教育・啓発の現状 1人権を取り巻く情勢」の「諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。」に、含まれる出来事なのではないのかと考えてしまいます。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料

## 2 人権教育・啓発に関する基本計画

### （4）障害者

（内容は省略する。）

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者⑦」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」と、書かれてあり、障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は人権相談に活発に取り組み、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。なお、相談に際しては、関係機関と強い繋がりのある共に取り組み力を合わせ、努力して事に当たることを計画するものとする（法務省）と、理解することができます。

ですが、法務局特定支局での出来事は、「障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。」と、離れかけているのではないかとも思えてしまいます。

障害者が心の面での利用しやすさを満たすことも、重要項目だと考えることができます。

法務局の人権相談は、本来「法務局による相談・救済制度のご案内」に記載されているように、調査救済制度を遂行する国の機関として、中立公正な立場で関わって頂くことが不可欠です。

人権侵犯事件として取り上げて頂きました特別事件開始年月日でもある特定年月日Aから特定法人Aに関して印象が良いことを人権擁護委員特定個人Cさんからご相談時間中に聞かされ、そして人権侵犯事件としての処理区分「侵犯事実不明確」を告げられた特定年月日Sと特定年月日Bに経験したことを頭におきましても、少なくとも特定年月日Aから特定年月日B間、土台に特定法人Aについて好感が前提にあったのではないのか、特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇〇〇に関して、本当に平等でいて下さったのか、不安でいます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載がありました。

#### 理由説明書

#### 4 一部開示決定を行った理由について

(本文第3の4(1)のとおり。)

「人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれる・・・ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

しかしながら、今まで法務局特定支局が私や家族にまでされたことを念頭に考えますと、あくまでも仮説ですが、既に事務の適正な遂行に支障を及んでいると考えることも可能と思われれます。

その不安を払拭するために、開示を希望いたします。

「法務局による相談・救済制度のご案内“調査救済制度”のメリット ●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」は、人権侵犯事件にご従事される方達に、必ず守って頂きたい項目と思われれます。

特定法人Aをご支援の動き無く、関わって頂きたかったです。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

#### 参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日一部変更)

※第4章2に(12)追加

## 第2章 人権教育・啓発基本計画の推進

(内容は省略する。)

と、記載されています。

「本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、・・・政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。」

「以上の類型に該当しない人権問題で新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していく」と有る様に、「盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬が、他の補助犬育成団体から営利目的で利用され人権を侵害され、さらに落度が無い状態で、パートナーの盲導犬の育成団体から誓約違反となる不利益を被る」と、いう新たに生起する人権課題についても日本国に向き合っていたきたいです。本来補助犬育成団体は、補助犬や補助犬ユーザーに対しての正しい接し方を、広く知らせる務めを担っております。

(※資料として「特定施設Bってどんなところ？」同封 参照)

(※資料として「特定施設B作成貼り紙「盲導犬へのご理解とご協力を」」同封 参照)

補助犬ユーザーは「身体障害者」です。

例え自社でない育成団体の、補助犬ユーザーとパートナーの補助犬(盲導犬)であったとしても、盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬が無断撮影をされそうになっていたのを発見したら、補助犬育成団体の責務として、撮影をやめるように止めたり、目が不自由ゆえカメラに気が付かないという特徴があっても、「障害を利用して無断撮影をしてはならない」ことを、周知するべきお立場にあると考えられます。

補助犬育成団体の代表自らが率先し、盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬を被写体にして無断撮影し、無承諾でインターネットに掲載して利益追求を図るのは、一大事と思われれます。

もしかしたら補助犬や補助犬ユーザーに対しての理解が薄い方が、補助犬育成団体代表のしていることを参考にして、模倣することも起こりえます。

それは、障害者差別の助長や、補助犬普及を阻害する行為だと、考えることも出来ます。

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元：法務省・文部科学省」

## 第1章 令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

### 第2節 人権課題に対する取組

#### 4 障害のある人

(内容は省略する。)

国は、平成29年2月、東京2020大会を契機として全国のユニバーサルデザインの事業を行うことを進めていくため、多種多様な障害者団体等の関わる在り方で、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定されました。

ユニバーサルデザイン2020行動計画では、障害者の権利に関する条約である障害者権利条約の理念に基づき、全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると打ち立てられました。

そして、ユニバーサルデザイン2020行動計画を土台として、関係省庁等が共生社会(一人ひとりを大切に作る社会)の実現に向けた諸政策を推し進められる中、平成30年12月、第3回関係閣僚会議を開かれ、後世に業績として評価されるものとしての共生社会(一人ひとりを大切に作る社会)を現実のものとする為、実際に講じる取り組みを更に発展させる計画をして、試みの勢いが増すのを確認されました。

(※資料として「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元:法務省・文部科学省」印刷物同封 [第1章令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策 第2節人権課題に対する取組 4障害のある人:(2)障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動:イ厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページの開設を行っている(40ページから41ページ)]参照)

(※資料として「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome!ほじょ犬」同封)

(※資料として「厚生労働省発行[医療機関向け]ほじょ犬もっと知ってBOOK」同封)

(※資料として「厚生労働省発行 Welcome!ほじょ犬 ステッカー」同封)

私は、特定施設Bの共同訓練で教わった通り盲導犬と暮らすよう日々心掛けていますが、それでも理解が得られず悲しい思いを何度もしてきました。

私は、パートナーの盲導犬と社会参加の時に、共同訓練で教えられた通りに「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome!ほじょ犬」「厚生労働省発行[医療機関向け]ほじょ犬もっと知ってBOOK」「厚生労働省発行 Welcome!ほじょ犬 ステッカー」「特定施設Bってどんなところ?」「特定施設B作成貼り紙「盲導犬へのご理解とご協力を」」を用い、盲導犬(補助

犬)のご理解が広がるよう行動するようになっています。

理解が得られない時に当然用いますが、逆に盲導犬にご理解が大きい時も状況を判断して使用しています。

ご理解の深い店舗や施設に、厚生労働省作成の「厚生労働省発行 Welcome! ほじょ犬 ステッカー」「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome! ほじょ犬」設置をお願いしたり、パートナーの盲導犬育成団体の「特定施設B作成貼り紙「盲導犬へのご理解とご協力を」」の掲示や「特定施設Bってどんなところ?」をお渡しして、盲導犬の更なる理解が深まるようなご説明や、施設側とふさわしいコミュニケーションがとりやすい関係でいられるように、機会をとらえ働きかけています。

補助犬の管轄省である厚生労働省を始め、国や地方公共団体、加えて各補助犬育成団体もご尽力下さっていますが、日本国において補助犬はまだまだ理解が広がらず、補助犬が急増していると言われていた欧米に比べれば、日本はあまり増えていません。

しかも盲導犬に関しては、減少傾向にあります。

そのような状況下で、補助犬事業者による補助犬ユーザーに向けた人権侵害が日本国内で起こるのは、大変なことだと思います。

本来補助犬事業者は、補助犬や補助犬ユーザーに一番理解が有り、補助犬も補助犬ユーザーも頼りにしている存在です。

そのようなお立場にある補助犬事業者から人権侵害をされると、補助犬ユーザーである身体障害者とパートナーの補助犬達は、一層社会で暮らしにくくなります。

日本国が「新たに生起する人権課題についてその解決に資する施策の検討」や、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020年関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」など障害者権利条約の理念に基づき、全ての人々が障害のある人に対する差別を行わないように徹底するようご尽力下さりますと、補助犬ユーザーである障害者とパートナーの補助犬達が暮らしやすくなることに繋がると思います。

実現できれば、日本国で補助犬は増加すると考えることもできます。

私は、日本国において、補助犬があまり増えない事情や減少傾向にある理由は色々あると考えていますが、その理由の一つは「無理解」だと思っています。

「新たに生起する人権課題についてその解決に資する施策の検討」、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020年関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画・全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底する。(平成26年条約第1号。障害者権利条約)」を、是非日本国に実行して頂きたいと望みます。

現在、法務省人権擁護局調査救済課に提出している「保有個人情報訂正請求書」では、気になる記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及びます。

(※資料として「保有個人情報訂正請求書」同封)

法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分の92枚に及び一部開示文書を受け取りましたが、開示されている範囲でも不安要素がある記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及んでいます。

現在開示されているのは、審査請求人である私〇〇〇〇に関する範囲と思われるのですが、それでも「趣旨と理由」は52項目あります。

聴き取り調査に応じてくださった方達の範囲となれば、一体、どれだけ心に引っかかる箇所があり訂正が必要なのだろうかと考えてしまいます。

相手方である、特定法人A特定代表さんは、私に対してだけではなく、当時ご尽力下さっていた行政機関「特定県庁障害福祉課」に対しても虚偽の返答をしました。

日本国の機関である「法務局特定支局」に対しても事実でないことを真実の出来事として聞き取り調査で答えている可能性があると考えています。

虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にも侵害行為と思われます。

何卒、よろしくお願い致します。